

第4回定例会会議録

令和元年12月9日（月）

開 議 午前10時00分

○議長（五味高明君） おはようございます。

これより本会議を再開します。

ただいまの出席議員は14名、全員の出席であります。

理事者側では、阿部保健福祉課長がインフルエンザのため欠席する旨の連絡がありました。かわりに山本保健福祉課長補佐が出席します。

直ちに本日の会議を開きます。

――― 日程第1 一般質問 ―――

○議長（五味高明君） 日程に従いまして、これより一般通告質問を行います。

順次発言を許可します。

頁	通告番号	氏 名	件 名
50	1	池 田 る み	自転車利用者の安全について
			ひきこもり支援と予防への取り組みについて
69	2	内 堀 喜代志	寺子屋塾（小学生）・ステップアップスクール（中学生）の状況は
			高等学校以上の進学者の奨学金制度について
			小園町長の公約実現のための来年度予算は
88	3	小井士 哲 雄	冬を迎えるにあたり除雪体制は万全か
			夏に向けて水遊びができる場所の整備の考えは
105	4	井 田 理 恵	台風19号の罹災経験を生かした防災情報の体制づくりを
			令和2年度予算編成に臨む町長の基本方針は
122	5	荻 原 謙 一	令和2年度予算編成方針について
			新町民体育館建設について

通告1番、池田るみ議員の質問を許可します。池田るみ議員。

(5番 池田るみ君 登壇)

○5番(池田るみ君) おはようございます。通告番号1番、議席番号5番、池田るみです。

10月12日、13日の台風19号は、御代田町内では、最大2,600戸が停電をし、道路や農地など多くの被害が発生いたしました。被害に遭われた皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

私は、10月26日に佐久穂町に、そして11月3日には軽トラックが足りないということから長野市へ軽トラックでボランティア活動に参加をして、浸水をしてしまった家財などを軽トラックに乗せたり、災害ごみの仮置き場に運んだりしてきました。佐久穂町でも長野市でもボランティア経験の豊かな方を中心に作業を進める中、多くのことを学び、被害の大きさを目の当たりにしてきました。災害発生から間もなく2カ月となります。御代田町を初め、被災地の一日も早い復旧・復興を祈っております。

では、1件目の自転車利用者の安全についての質問に入ります。

環境に優しい交通手段で身近で手軽な乗り物として多くの人が利用する自転車の普及台数は約7,200万台で、自動車の台数にほぼ匹敵するほど多くなっております。そのため、歩行者やほかの自転車を巻き込んだ事故は一向に減ることがなく、自転車にかかわる事故は、総数こそは減少しているものの、自転車対歩行者に限ると年間約2,500件で、横ばいが続いております。近年は、歩行中の女性をはねて重傷を負わせた小学生の親に裁判所が約9,500万円の支払いを命じるなど高額賠償の判決が相次いでおります。

ところが、保険の加入は十分に進んでいないのが現状であり、2017年に歩行者が死亡または重傷を負った自転車事故のうち、保険に加入していた加害者は6割にとどまっております。保険に未加入だったために高額な賠償金を支払えなければ被害者は十分な補償を受けることができずに泣き寝入りをするしかありません。

そこで、万一の事態への備えが必要であることから、自転車保険条例の制定をする自治体が増えており、長野県でも本年11月1日に自転車の安全で快適な利用に関する条例が全面施行され、自転車損害賠償保険の加入が義務化されました。昨年、県内で起きた自転車の事故は834件で、交通事故の1割に上るということですが、

当町の自転車事故の現状はどうか。また、事故防止対策はどのようにされているのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） 初めに、長野県が制定しました、長野県自転車の安全で快適な利用に関する条例の概要について説明をいたします。

この県条例は、自転車による事故のない、安全で安心な県民生活を確保し自転車の利用を促進することを目的として、平成31年3月18日に公布され、令和元年10月1日から全面施行されました。

また、この県条例の基本理念は、議員もおっしゃいましたとおり、自転車の事故の防止を図ることを旨として、県、自転車利用者、その他の関係者がそれぞれの責務等を果たし、安全で安心な県民生活の確保を図ること、それと健康の増進、環境への負荷の軽減、観光振興に資することを認識し、自転車の利用促進を図ることとしております。

御質問の自転車事故の現状につきましては、平成31年、本年1月1日から11月28日現在で、自転車対車、自転車対歩行者など何らかの形で自転車が絡む事故は、長野県内において688件発生しており、そのうち自転車対車で死亡事故が2件発生しております。

佐久警察署管内においては、31件発生していますが、死亡事故はありません。

また、自転車側が加害者となった事故は、長野県内で6件発生しておりますが、佐久警察署管内にはございません。

町内では、本年1月1日以降の東北信市町村交通災害共済に対する請求申請の内容を見ますと、自転車運転中に転倒してけがをしたという請求が1件ございました。

自転車対歩行者というものにつきましては、把握しておりません。記憶の中にはございません。

自転車事故の防止対策といたしましては、御代田北・南小学校において、全児童を対象とした交通安全教室を毎年実施しております。

また、自転車事故防止に特化したものではありませんが、年4回の交通安全運動期間中に佐久警察署や佐久交通安全協会御代田支部が中心となりまして、交通事故防止を呼びかける街頭啓発活動や広報活動を行っております。自転車に乗るときは、

ながら運転をしない、夜間のライト点灯や反射機材を取りつけることが特に重要だと言われておりますので、今後もルールを守った安全運転の啓発が必要であると考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 今、状況と防止対策をお聞きしまして、町内では今年に入ってから転倒でおけがをされた方が1件という状況を伺いました。

また、防止対策についても交通安全期間中なども当然ながらしっかりやっていただいていうことであります。

次なんですけれども、総務課長の答弁でもありましたように、県では本条例が制定された理由は、自転車は幅広い世代に利用されるとともに、環境への負荷が少なく、健康を増進することなど、その有用性が見直され、さまざまな分野において将来にわたり積極的に活用すべき移動手段の一つであります。一方で自転車に起因する重大事故が発生しており、自転車利用者のルールの遵守等への意識の醸成を図るとともに、歩行者、自転車利用者、自転車運転者などが安全かつ快適に共存できるように、お互いを思いやり理解を深め合うため、マナー向上等の取り組みが必要であり、これらを踏まえて、県民や関係機関、団体、企業など多様な主体との連携のもとで安全で快適かつ自発的な自転車の活用を促進するために、本年3月18日に公布されました。条例のポイントの安全教育を充実し、安全対策の推進と自転車利用による健康増進、環境負荷の低減、観光振興を図るなどについては、公布日に施行されましたが、自転車損害賠償保険への加入の義務化については周知期間を設けて10月1日に施行されました。御代田中学校では自宅から中学校まで3km以上ある生徒は自転車通学をすることができます。自転車通学をしている生徒の自転車保険の加入状況はどのようになっているのか。また、自転車の安全教育はどのように行われているのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） それでは、自転車通学をしている中学生の自転車保険の加入状況、それから学校における自転車の安全教育についてお答えいたします。

初めに、中学生の自転車保険の加入状況についてお答えします。

自転車は中学生にとって身近な交通手段であり、中学校では自宅から学校までの距離が3 km以上の生徒を対象として自転車通学を許可しております。自転車の運転手が、事故の被害者になることもあれば、歩行者をはねるなど加害者になることもあり、事故をめぐって高額な賠償を求められることがあります。このことから、本条例の第14条において、自転車運転手は自転車損害賠償保険に加入するか、保護者は監護する未成年者が運転する自転車の自転車損害賠償保険などに加入させなければならないと義務化されているところです。

中学校の自転車通学者における保険の加入状況について、8月に御代田中学校長から、自転車通学をしている生徒の保護者宛てに確認を行いました。保険加入の確認として、自転車保険加入確認書、こちらの提出を求めた結果、自転車通学を許可している生徒42名全員が自転車損害保険などに相当する基本補償や特約がついている保険に加入していることを確認しました。

今後も、自転車損害賠償保険の加入が自転車通学の許可条件になるため、加入確認するとともに、とりわけ登下校時の自転車利用につき、ヘルメット着用や運転ルール、マナーを徹底し、被害者にも加害者にもならないよう学校と協力して取り組んでいきたいと思っております。

次に、学校における自転車の安全教育についてお答えいたします。

長野県の自転車の安全で快適な利用に関する条例第4条において、「自転車を運転する者は道路交通法及び自転車関係法令を遵守するとともに、道路における通行に配慮するよう努めるものとする。」とされています。これを踏まえまして、同条例第8条では、「学校長は児童生徒が自転車を安全に利用することができるように必要な教育に努める。」とされております。

学校における安全教育としましては、自分の身を交通事故から守り、交通法規を守って登下校できるよう、日々の指導や交通安全教育を通して安全に対する意識を身につけさせ、交通事故防止の徹底を図ることとしています。

小学校における登下校時の安全指導については、交通安全教育支援センターのほか、警察や交通安全協会から指導に来ていただき、路上における歩き方や自転車の乗り方に関する交通指導を実施しています。

中学校では、交通ルールを守って登下校できるよう、日々の指導や交通安全教室を通して安全に対する意識を身につけさせ、交通事故の防止を図っています。その

ほか、PTA校外指導部に協力していただき、春と秋に同行指導を行っています。学校における交通安全指導として、交通ルールとマナーの理解向上、自転車の点検整備、ヘルメット着用など、交通安全の徹底を行っております。

自転車通学の生徒に対しては、交通ルールが徹底されるよう、必要に応じて安全対策に関する指導を個別に行っています。今年は自転車通学について地域の方から指摘を受けたこともあり、自転車の乗り方と交通ルールについて個別指導と自転車通学全体への指導を行いました。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 自転車通学者の皆さん42名は保険のほうは入っているということで8月に確認していただいているということでありました。東北信の市町村交通災害共済の28年度の中学生の加入は95人で、生徒の464人に対しまして約2割でした。しかし、29年度からは公費加入となり、掛金、手続が不要で、全生徒が加入しているということであります。29年度より自転車の自損事故の傷害や死亡の見舞金が支払われることになっておりますので、傷害保険に対しては、全生徒が加入しているということの理解でいいのかなとは思っているんですけども、損害賠償保険については、自転車通学者は42人全て確認ができたということではあります。全生徒に対してのこういうようなアンケートは一緒に行われたのか、その辺をお聞きします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 全生徒については行っておらず、あくまで自転車通学者のみに行っております。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 全生徒には行っていないということでありました。この10月から施行されまして、義務化になりました。その周知というのは、学校ではされているのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 周知ということですが、10月から義務化になっておりますので、学校の通知のほうではこういうことで自転車に乗る場合は必ず損害賠償保険に入るようにという周知はしてございます。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） アンケートはとっていないけれども周知はしていただいたということで理解いたしました。

京都府の城陽市では、昨年4月から市内在住の中学生を対象に自転車保険や自転車損害賠償保険などへの加入費用の助成をしております。京都府の自転車保険加入の義務化にあわせてスタートをさせたものでありますが、補助の対象となるのは、4月1日以降に加入・更新をした保険で、1世帯につき1,000円を上限に保険料のかかる費用の2分の1を補助するものであります。

当町では、現在、東北信市町村交通災害共済に中学生以下全員が公費負担で加入していることから、自転車の自損事故には傷害見舞金などが支払われております。自転車通学をする生徒は全て入っているということでありましたけれども、自転車通学をする生徒もいる中学生に自転車損害賠償保険の補助をしていただき、加入促進を図っていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 中学生の自転車通学に対する損害保険の加入に対する補助ということでございます。

自転車でも事故を起こしたら刑事上や民事上の責任、それから社会的責任が問われます。自転車の運転手が加害者となり、相手をはねて死亡やけがをさせた事故により何千万円もの賠償命令が出ることもあります。自転車損害賠償保険などの種類については、自転車保険、それから自動車任意保険や火災保険などに特約で付帯した保険、それからPTA連合会総合保障制度、TSマーク保険などさまざまなものがあります。こうした状況から、各家庭における自転車損害保険への加入については、おのおのが選択し、加入してもらっております。本条例の制定に伴い、自転車損害賠償保険などへの加入が義務づけられるようになり、保険の加入は中学生のみならず、自転車を運転する全ての長野県民について、保険への加入が義務化されております。自転車保険への加入は、万が一の事故に備えて、事故の相手方の生命や身体の損害を補償するためのものであります。さまざまな保険がある中、保険の種類は任意で、各家庭で判断し選択している状況でありますので、教育委員会として中学生の保険加入に対する補助につきましては、現段階では考えておりません。

小中学校では、自転車事故による被害者、それから加害者にならないためにも、

交通指導のほうを引き続きしっかり行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 今のところ考えていないということでした。

では、次の質問なんですけれども、自転車損害賠償保険の加入の義務化については、約6カ月間の周知期間が設けられていました。当町では、長野県自転車条例の周知を9月の区の回覧板で行っており、自転車損害賠償保険などの加入状況確認シートをつけるなど、加入の推進をしていただいております。しかし、区に加入をしていない方もいるなど、まだ周知が足りていないように思われます。周知期間にはほかにどのような取り組みをされたのか。また、条例では保険の加入についての罰則は設けられておりませんが、万が一の事故に備えて自転車保険の加入の推進について、今後の取り組みをお聞きします。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

冒頭に申し上げましたこの県条例の基本理念のもと、万が一自転車による交通事故、ここでは自転車対歩行者、特化しているわけですが、発生した際に、被害者の身体や生命に生じた損害への補償、また多額の賠償請求による加害者側、自転車側の経済的な破綻を回避するため、この県条例の第14条で自転車損害賠償保険等への加入が義務化されましたが、罰則は、議員おっしゃいますとおり、ありません。この県条例の第3条には、県の責務が4項目規定されています。県の重点広報として、ホームページやテレビ、ラジオのコマーシャル等の媒体を使って集中的に広報しており、あわせて自転車安全・安心PRキャラクターを起用して加入促進を図っているところでございます。県条例の第6条では、市町村の役割が規定されており、「自転車の利用に関する施策について、国・県、事業者、その他の関係者と連携協力するよう努めるものとする。また、その地域の実情に応じた交通安全教育に努めるものとする。」とされております。当町としましても、安全対策の推進や自転車の事故防止など、県条例制定の趣旨を鑑み、議員がお話しされましたとおり、去る9月25日の文書配付の際に自転車損害賠償保険等への加入義務を周知するチラシを回覧いたしました。

また、さきごろ、11月26日にメールで県から新たなポスターやチラシが届き

ましたので、今後につきましても、必要に応じて県の広報に協力してまいります。
以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） ぜひ、また、まだまだ知らない人もおられるような感じがいたしました。話をしてもそういうものが始まったというのが、まだまだ知られていない状況がありました。県でも一生懸命PRもしていらっしゃるけれども、町でもしっかり、また、県とあわせてしっかりPR、周知のほうをしていただいて、義務化になったので一人でも多くの方が加入をして、安心安全に自転車を利用できるような環境が整っていくことが必要になってくるかなと思っていますので、よろしく願いいたします。

次の質問なんですけれども、役場庁舎に来られた方の中には自転車を利用している方もいますが、庁舎の敷地内には駐輪スペースの表示がないことから、自転車がさまざまなところに止められているのを見かけております。車を止める白線の中や玄関横の屋根の下、またときには安全面で心配となるような民家アパートとの白い柵と駐車場の車止めとの間の狭いスペースに止める方もいるなど、自転車で来庁した際にどこに止めたらいいのか迷う方もいるのではないかと思います。自転車利用者が安全に快適に来庁できるように、駐輪スペースの表示をしていただきたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

現在、自転車での来庁者には庁舎南側の大ひさしの下に駐輪をしていただいております。池田議員から御質問のとおり、わかりにくいという部分もございますので、今後、来庁者にわかりやすくするため、その大ひさしの下の東西それぞれの玄関側付近あたりに駐輪スペースを示す置き型の標識を設置したいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） ぜひ早くに表示をしていただきますと、また来た方も迷わずにすぐに止めて庁舎のほうを利用できると思いますので、よろしく願いいたします。

では、1件目の質問のほうは以上で終わります。次の2件目のひきこもり支援と予防への取り組みについての質問に入ります。

ひきこもりとは、さまざまな要因によって社会参加の場面が狭まり、自宅以外での生活の場が長期にわたって失われている状態のことで、部屋から一步も出れない人から、外には出られるが趣味やコンビニ以外は自宅で過ごすという人までさまざまであります。

ひきこもりの問題が指摘された1980年から40年近くがたちますが、近年では長期化・深刻化がクローズアップされていて、少子高齢化が進み、担税力のある現役世代が減少する中、50代の子どもの面倒を80代の親が看る8050問題が深刻化し、ひきこもり問題に積極的に取り組む自治体が増えております。

今年3月下旬に内閣府が公表した全国調査によると、40歳から64歳でひきこもりの状態の人は推計で、全国で約61万人となっていて、2015年に実施した15歳から39歳の若年層のひきこもりの推計54万人とあわせると、115万人と推計されています。

また、今年6月、長野県が初めて行った実態調査では、県内の15歳から64歳のひきこもりの当事者は少なくとも2,290人で、7割が男性、40歳以上が63%を占めています。ひきこもりの期間は10年以上が最も多く4割の918人となっています。ひきこもりに至った経緯は、複数回答で、「疾病・性格など本人の状況」は25%、「就職をしたが失業した」16%、「不登校」は14%となっています。国の調査では、ひきこもりになった経緯は、「退職した」が36.2%と最も多く、次に「人間関係がうまくいかなかった」と「病気」が21.3%、そして「職場になじめなかった」、「就職活動がうまくいかなかった」と続いております。

2000年前後に大学を卒業した40歳から44歳の層では、バブル崩壊後の就職氷河期とも重なり、就職活動の失敗がひきこもりの原因になった可能性もあると考えられております。

そして、家の生計を立てているのは父母が34.1%になっていて、ひきこもりの長期化・高齢化の影響により、80代の親が50代の子どもを支える8050問題の深刻さが裏づけられました。

そこで、お聞きします。当町のひきこもりの状況はどのようになっているかお聞かせください。

○議長（五味高明君） 山本保健福祉課長補佐。

(保健福祉課長補佐 山本喜久男君 登壇)

○保健福祉課長補佐(山本喜久男君) お答えします。

近年、若年者を中心にひきこもりなど、自立や社会生活を営む上で困難な課題が社会問題化しているとともに、中高年においてもひきこもりの長期化、これまで生活を支えていた親が高齢化のため病気や介護状態になることにより、一家が生活困窮や社会的に孤立する8050問題と呼ばれる事例が見受けられます。ひきこもりの背景や要因は多様であること、また親が健在で一定の経済力がある場合は問題が顕在化しないこと、ひきこもりの長期化や親の高齢化が同時進行することによって生活困窮等の問題にもつながっていくこと、さらには家族が問題を抱え込んで支援を望んでいないケースもあることから、社会での多面的・総合的なアプローチが必要となってきました。

昨年度末から今年度にかけて、長野県と県内市町村が共同でひきこもり等に関する調査を実施いたしました。この調査は、本年2月1日を基準日とし、民生児童委員5,040人を対象に、各担当地域において、おおむね15歳から65歳未満でひきこもり状態にある方の把握の有無や、把握している場合にはその方の状況等について伺うものというものでありました。当町におきましても、民生児童委員の皆様が御協力いただき実施いたしました。県で取りまとめの上、結果が公表されたところでございます。

この調査は、本人に対するものだけではなく、あくまでも民生児童委員の皆様がそれぞれの担当地域で現状把握している情報に基づくものであり、県における今後のひきこもり施策の展開を検討する上で実態を把握する必要があることから実施されたものです。

県内の調査結果ですが、ひきこもりに該当する者の総数は2,290人となっており、該当者の年代は40歳代が28.5%、50歳代が22.9%、30歳代が21.1%の順番に多い状況となっております。ひきこもりの期間については、短期の5年未満が28.7%であり、10年未満の割合が51.8%、10年以上の割合が40.1%となっております。

ひきこもりに至った経緯は、「わからない」が最も多い32.7%でありましたが、判明しているものでは「疾病・性格など」が19.7%、「就職したが失業した」が12.5%、「不登校」が11.1%の順となっております。

続いて、当町の状況でございますが、ひきこもりに該当する者数は20人となっており、該当者の年代は、40代が40%、50歳代が35%、30歳代が15%の順番に多い状況となっております。

ひきこもりの期間については、短期の5年未満が52.9%であり、10年未満までの割合が76.5%、10年以上の割合が23.5%となっております。

ひきこもりに至った経緯は、「疾病・性格など」が最も多い37%でありましたが、「わからない」が26%、「就職したが失業した」が18.5%、「家庭や家庭環境に起因」が14.8%、「不登校」が3.7%の順となっております。

年代等につきましては、県内の傾向と同様、中高年層のひきこもりが多い傾向に見られるところでございます。

県内の調査結果で迅速な支援が必要と推測とされた方々147名については、県より各市町村に対し、民生児童委員と情報共有を図った上で必要な対応を依頼済みではありますが、当町において該当となる方はおりませんでした。

以上であります。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 県の状況とまた町の状況もお聞きしました。今回、民生児童委員さんを中心に把握している数字ということであったと思うんですけども、やっぱり全国平均でしますと、多分うちの人口の割合でいくと130人から150人ぐらいいるんじゃないかなというふうに推測をしていたわけですが、実際には現在わかっているのは20人ということでありました。やはりまだ把握できていないところもあるんじゃないかと思うんですけども、町としては独自にそのような調査をするような実態把握、アンケートなどをするような予定は考えているのかお伺いします。

○議長（五味高明君） 山本保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（山本喜久男君） 当町でも今後、実施している自治体等、実態等を調査しましたその内容等を研究してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 前回、地方議会研究会の研修とまた11月30日に町で行われました社会福祉大会の講演会で紹介された先進地の秋田県藤里町では、2011年に

社会福祉協議会が全戸訪問をしてひきこもりの実態調査を行い、人口3,800人中113人がひきこもり状態にあることがわかりました。そこで、社協ではまず初めに、ひきこもり家庭に居場所としてのサロンのお誘いのチラシを持ち、一軒一軒訪問しましたが、参加者はゼロでした。そして次に、ホームヘルパー2級の養成講座の開催のチラシを持って回ると、今度は参加者が次々とあられ、ひきこもりの原因が会社や仕事でうまくいかなかったという方が多かったということから、働くきっかけを求めて、資格をとりに、仕事を何とかしたいと考える方に支援につながったと考えられております。その後もいろいろな支援の情報を持って家庭訪問を繰り返し、会えなくても必ずチラシを置いてくることを続け、2018年にはひきこもりの状態の人が十数人に減っているということでもあります。当町でも県の実態調査で当町の中でも実態も少しは把握できていますし、また今後もぜひ実態を把握するのにも努めていただきながらその実態にあわせた支援をしていただきたいと思います。いるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 山本保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（山本喜久男君） 先ほども申しあげましたように、当町だけでなく、周りの市町村等の実施内容や計画、県との打ち合わせの上、考えて検討していきたいと考えております。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） わかりました。

では、次の質問なんですけれども、全国調査での悩み事に関しては、「誰にも相談をしない」が4割を超えているなど、中高年のひきこもりの人がいる世帯が社会から孤立をしやすい傾向にあることが明らかになりました。

また、ひきこもりは長期化すればするほど深刻な状態になり、支援の度合いも上がります。和歌山県の田辺市では、2001年に全国に先駆けて専門の相談窓口を開設し、相談窓口に加え、ひきこもり検討会を設置し、官民で支援ネットワークを構築しています。医療、福祉、教育、労働などの専門知識を持ち寄り、ひきこもりの段階に応じた適切な提案を行っていて、18年間ひきこもっていた男性に支援を続けた結果、就労につながった例もあるということです。

当町での相談窓口はどのようになっているのか。また、支援の体制はどのようになっているのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 山本保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（山本喜久男君） お答えします。

町では、現在、ひきこもりに特化した相談窓口は設置していませんが、庁内関係部署、関係機関が相互に連携を図りながら相談支援を行っているところでございます。保健福祉課が扱う業務は、広い範囲にわたり、窓口にはさまざまな相談が寄せられております。相談内容が、生活困窮や失業に関するものであれば福祉係において、生活や就労などでお困りの方や包括的な支援を行う自立相談支援機関といたしましては、まいさぼ佐久、ハローワーク等と連携を図り、経済的自立に向けた就労支援などを行っております。

また、状況によりましては、健康推進係において、地区担当の保健師が家庭問題などを行うとともに、必要に応じて医療機関へつないだりしております。地域包括係で高齢者の相談を受けた際には、8050問題と思われるような事例もあり、ひきこもりと思われる子ども等が介護をしている場合もございますので、介護者としての相談や支援をするなどしております。保健福祉課で相談を受けた際、教育委員会や関係機関と連携を図り、必要に応じて個別支援会議を開催し、本人の支援を実施しております。平成30年度における保健福祉課の相談実績について7人という状況になっております。

ひきこもりについては、能動的なアプローチをするということは困難な面もございますが、定期的に支援機関相互の情報共有を行う中で、今後もひきこもりの事案を見逃すことなく、早期の介入に取り組むとともに、ひきこもりの方の困り事、あるいは心配事を寄り添った適切な支援を行ってまいりたいと考えております。

また、県ではひきこもり等に関する調査の結果についても分析を進める中で有効な支援の施策等を検討することが必要だと考えております。町といたしましても、県と連携を密にする中で有効な対策が進められるように取り組んでまいりたいと考えているところでございます。もし現在、ひきこもりについてお困りの方がいらっしゃれば、少しでも支援できることがあるかもしれませんので、一人で悩まずに町保健福祉課、または長野県ひきこもり支援センターなどへ御相談いただければと思います。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 専門の相談窓口はないけれども、福祉課のほうでしっかり相談に乗ってくださっているということですので、わかりました。

次の質問なんですけれども、千曲市では、ひきこもり支援として家族と本人のための集いを開催し、それぞれの居場所を提供しています。家族以外の外部の方と交流をして、本人同士や家族同士でつらさや苦しさ、悩み事について語り合っています。本人と家族の集いに参加した当事者の声を紹介します。

ひきこもりは大雑把に言って三つのタイプがあると考えています。一つは、精神疾患や発達障害が背景にあるもの、二つ目は単に休息を必要としているもの、三つ目は社会との折り合いがつかないため、身動きがとれなくなってしまうものです。私は、1ですが、3も少しまじっています。ひきこもりは決して楽なことではありません。どのタイプであれ、ひきこもりは当事者に自己否定感をもたらします。他者からの非難や無責任な助言はそれを強化します。当事者が苦しむのは、この自己否定感が自分を責め、さいなむからではないでしょうか。私にとって集いは自分を責めなくてもよい場所です。自己否定感の解消というほどの効果はありませんが、仲間がいるという事実が少し気を楽しませてくれます。この会はとても貴重だと思います。

とありました。このように、集いは、本人や家族をサポートする上で大切な場所になっていると感じました。当町では、本人や家族の集いの開催について考えはあるかお聞きします。

○議長（五味高明君） 山本保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（山本喜久男君） お答えします。

現在、ひきこもりの本人や家族の集いは実施しておりません。自殺対策の一環として、精神障害の慢性期には、意欲低下が起こりやすく、自宅にこもりがちになり、生きる意欲が低下する危険が高いとされております。そこで、自宅にこもりがちな精神障害の方が仲間づくりや専門職への相談ができる居場所として、月曜日と水曜日の週2回、やまゆり作業所内で憩いの家を開催しております。対象者は限られますが、この事業は本人の集いに含まれるのではないかと考えております。

県においては、ひきこもり支援センターで個別に来所相談に応じ、集団活動ができそうな方については、青年期グループへの案内をしております。この青年期グループとは、職場や学校などで人とのかかわりといった社会的な活動の機会が少な

い青年たちに対して同世代の仲間とグループ活動の場を設けるものであり、毎月第2と第4水曜日に開催しております。

また、県下の保健福祉事務所と連携して家族教室を実施し、ひきこもり状態にある者を抱える家族がひきこもりについての正しい知識や対応を学ぶ場を設けております。

町としての開催をという質問ですが、まずはこういった情報を積極的に発信し、参加を呼びかけてまいりたいと考えております。

また、あわせて実施している自治体等を調査して、研究してまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） ぜひ、情報発信も必要だとは思いますが、やはりなかなか遠くではひきこもっている方が出かけるというのは難しい部分もあると思うので、また町でのことも検討していただきたいと思っております。

次の質問なんですけれども、長野県ひきこもり支援センターでは、ひきこもり本人や家族等に対するボランティア支援に関心のある方を対象に、ひきこもりの概要、支援方法、支援上の注意などのひきこもりに関する基本的な知識を習得するためにひきこもりサポーター養成研修を行っております。市町村がひきこもりサポーター派遣事業の実施計画を立て、希望者を募り、研修を行い、ひきこもりサポーター名簿に登載をすることで、ひきこもり対象者が支援を希望した場合、サポーターを選定し、サポーターによる訪問支援や情報の提供などの支援を継続的に実施することができます。ひきこもり支援は長期的なかかわりを継続的に丁寧に支援するために人材の確保が必要です。ひきこもりサポーター養成と派遣事業についての町の考えをお聞きします。

○議長（五味高明君） 山本保健福祉課長補佐。

○保健福祉課長補佐（山本喜久男君） お答えします。

ひきこもりサポーターについてですが、国では、ひきこもり支援を適切に行える人材の養成を図るため、本人や家族等に対する支援に関心のある方を対象にひきこもりサポーター養成研修を実施しております。しかし、ひきこもりという対応の難しさや身近な問題と意識が少ない等により、全国的にも養成・普及が進んでおりません。

全国では、平成29年度にひきこもりサポーター養成研修を実施した自治体数は12市、養成者数は313人となっております。県下では、大町市と飯島町がサポーター養成に取り組んでいる状況であります。

また、ひきこもりサポーター派遣事業についてですが、こちらは、市町村がひきこもりサポーターをひきこもりの状態にある本人や家族のもとへ派遣し、訪問支援、情報の提供等の支援を継続的に実施する事業でございます。派遣事業を実施する市町村において、サポーターの希望を募り、県において養成研修を実施しております。全国で平成29年度にひきこもりサポーターの活動実績がある自治体数は23市となっております。県下では、やはり大町市と飯島町が実施しているようですが、こちらもひきこもりサポーター養成研修と同様、全国的にも普及が進んでおりません。

現在のところ、当町関係者のひきこもりサポーター養成研修実績及び派遣実績はございませんが、地域の実情に通じた民生児童委員や関係者の方々にひきこもりへの理解が図られるよう、町でも今後、サポーター養成及び派遣事業について検討してまいりたいと考えております。

ひきこもりによる社会的孤立は、支援の手が届きにくく、生活困窮などを深刻化させるおそれがあることから、地域のネットワークや気軽に相談できる体制を充実させ、御本人やその家族に寄り添った支援に努めることにより、町民の皆様が安心して暮らせる地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 全国的にまだこれからの事業展開になるのかなとは思っています。やはり国としても県としてもまた力を入れていく中で、町としてもひきこもり支援については、また力を入れていただきたいと思っていますので、またぜひ、このようなことも、また研究とかもしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、ひきこもりの予防へということで質問に入ります。

一旦ひきこもりになってしまうと、長期化・深刻化しやすいため、早期対応・未然予防という視点からの取り組みも必要であると考えます。内閣府の若者の生活に関する調査報告書では、ひきこもりになったきっかけは「不登校」が18.4%で、「職場になじめなかった」と同率でトップであります。

また、文部科学省の不登校に関する実態調査報告書によると、平成24年度に平

成18年度の時点で不登校状態だった人への追跡調査によると、20歳前後の時点で進学も就労もしていないニートやひきこもりの状態にあるのは18.1%であります。不登校を乗り越えることなく就学期を終えると、不登校がひきこもりの直接的な原因になるケースも見られます。

県教育委員会が10月18日に公表した2018年度不登校だった県内の児童生徒は、小学校で1,032人、前年度比31.6%増、中学校で2,197人、前年度比14.4%増となっており、調査を始めた1991年以降最多となっております。県と県教委は不登校の児童生徒への対応を抜本的に見直すため、年度内に新たな対応策への基本方針をまとめるとしていて、不登校の児童生徒への支援を強化するようです。ひきこもりの予防という点でも、就学期のうちに不登校を乗り越えることが大切になってまいります。当町での不登校の児童生徒への支援はどのようなになっているのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） ひきこもりの予防について、不登校の児童生徒への支援ということでございますが、小中学校としてはあくまでも不登校の児童生徒に対する支援ということで行っておりますので、この内容についてお答えいたします。

文部科学省により不登校の定義は、病気などの理由を除き、年間30日以上欠席があり、精神的・心理的な不安や身体的・社会的要因により学校へ通えない児童生徒のことを不登校としております。

不登校は、多くの場合、何らかの前兆があります。これに気づくのが早ければ早いほど不登校になる確率は低くなります。学級担任は、日ごろから児童生徒一人一人の状況を把握し、小さなサインを見逃さず、早期に適切な支援を行うことが不登校を未然に防ぐことにつながります。

また、不登校の未然防止の取り組みとしては、学校現場では子どもたちが学校生活の中で自分の存在が周りの人に役立っていると感じられるよう、授業や日々の学級活動の中で子ども同士のつながりが感じられるような学級集団づくりに努めております。

不登校の児童生徒への支援は、学校に登校する、これだけにとらわれず、さまざまな学びの場において児童生徒がみずからの生き方を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があります。児童生徒によっては、学校を休むことにより、

休養や自分自身を見つめ直す意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択の遅れ、また社会的自立への不安が生じる場合があります。不登校児童生徒に対する登校の働きかけとして、欠席している児童生徒に対して常に何らかのかかわりを学校が持ち続けることで、不登校支援の第一歩になると考えております。児童生徒が不登校となった要因を的確に把握し、学校関係者や家庭、関係機関が情報共有し、組織的・計画的に個々の児童生徒に応じた支援を行うことが重要となります。

家庭への支援として、保護者についても個々の状況に応じた働きかけを行うことが重要であり、福祉や医療機関などと連携し、家庭の状況を把握した上で適切な支援や働きかけを行うことが不可欠となっております。

御代田町の不登校の児童生徒に対する支援の状況ですが、学校に足を運ぶことができない児童生徒に対しては、学級担任や心の相談員、臨床心理士、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、それから医療、福祉、地域などの関係機関が連携を密にしてさまざまなアプローチを行っております。学校や相談室だけの相談に限らず、学級担任やスクールソーシャルワーカー、不登校生徒宅への家庭訪問を実施し、家族や家庭環境に応じた対応をすることによって、学校とのつながりが途切れないよう丁寧なカウンセリングを行っております。

また、中学校敷地内にある中間教室やエコールみよたの相談室など、さまざまな学びの場を利用することで自立性や社会性、学校復帰に向かう意欲を引き出すきっかけづくりを行っております。

子どもの心身の状態や家庭事情などにより、対応が難しい面もありますが、児童生徒一人一人にとって貴重な学校生活が、有意義で興味深く充実したものとなるよう不登校対策に取り組んでまいります。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

○5番（池田るみ君） 時間も残りわずかとなりましたので、最後の質問なんですけれども、ひきこもりを引き起こしている要因を分析すると、大きく三つに分けられます。本人の性格傾向、親と子の関係性、社会との関係性です。この三つの要因は不登校の要因とも関連をしています。これらの要因を意識して家庭教育に取り組むことが、将来的に不登校やひきこもりにつながるリスクを減らすことができると言われています。家庭教育は、親が子どもに家庭内で言葉や生活習慣、コミュニケーションなどで生きていく上で必要なソーシャルスキルを身につける援助をすることです。家

家庭教育は全ての教育の基礎となるもので、とても大切です。しかし家庭によってさまざまであります。そこで教育基本法では、国及び地方公共団体が、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会や情報の提供、その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講じるように努めなければならないとあります。当町では、家庭教育の支援はどのように行われているのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

制限時間が近づいていますので、簡潔に答弁願います。

○教育次長（内堀岳夫君） 不登校児童生徒に対する家庭教育支援としましては、その要因を的確に把握するために、学級担任の視点のみならず、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどにより、助言や支援を行っております。

また、保護者も大きな不安や悩みを抱えることにもなりますので、そのような不安や悩みを共有し合ったり、必要な情報を交換し合ったりする場として、中学校では保護者の会を組織してもらい、保護者に寄り添った支援を行っております。

それから、やはり学習面でもありますので、今年度はパソコン教室の入れかえにあわせて導入した学習ソフト、eライブラリというものを導入しましたので、そちらを使って家庭にしながらパソコンやタブレット、スマートフォンで学習ドリルが無料で使用できるよう、そういったものも、活用も推進しまして、児童生徒の家庭での学習の支援というものを図っていければというふうに思っております。

こうした家庭における学習支援、それから長野県の信州型コミュニティスクールなど、地域の方々のさまざまな協力により、子どもたちの多くがかかわっていく中で家庭教育の推進ということを進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 池田るみ議員。

制限時間ですので、まとめてください。

○5番（池田るみ君） わかりました。ひきこもりは、親が現役世代の間は問題が顕在化しにくいです。長期化すればするほど深刻な状態になり、支援の難易度も上がります。ひきこもりは不登校とともに共通の要因が多くあり、就学期の段階での支援が予防につながります。ひきこもりの予防をすることで将来的なリスクの軽減や支援に必要な予算を減らすこともできると考えます。ひきこもり支援の充実と予防の取り組みとしての不登校の支援の充実を期待しまして、一般質問を全て終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、通告1番、池田るみ議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。

（午前11時01分）

（休 憩）

（午前11時13分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

通告2番、内堀喜代志議員の質問を許可します。内堀喜代志議員。

（1番 内堀喜代志君 登壇）

○1番（内堀喜代志君） 通告番号2番、議席番号1番、内堀喜代志です。

本年最終の定例会を迎えるに当たり、御代田町の大きな出来事として、一つは台風災害であります。小園町長議会招集の挨拶でもありましたが、幸いにして人的被害はありませんでしたが、多くの町民が停電で不便な生活を強いられ、道路、林道、農道の損壊など、多くの災害に見舞われました。一刻も早い復旧を願うところであります。

もう一つの大きな出来事は、2月の町長選挙で12年間続いた茂木町政から小園町長が誕生し、当町の大きな変換点になると期待されています。

さて、一般質問の本題に入ります。小園町長の公約の一つである、寺子屋塾とステップアップスクールの現状と来年に向けての課題、予算措置はどのように考えるかお聞きします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） 寺子屋塾とステップアップスクールの状況についてお答えいたします。

今年度の6月から始まりました寺子屋塾については、小学校4年生から6年生までの児童を対象として、水曜日の放課後に算数を1時間実施しております。寺子屋塾では、学習習慣形成の定着や基礎学力を向上させることを目的として、できる限り個々の進路にあわせた指導を行い、学年ごとにテキストを活用して学習しています。

中学校のステップアップスクールについては、昨年度まで中学校3年生を対象として水曜日の放課後に実施していましたが、今年度からは中学校1年生・2年生ま

での対象を拡大して、数学と英語の2教科のうちどちらかを選択し、全学年で開講しています。

いずれも講師は教員や塾講師経験のある先生にお願いし、基礎学力の向上と応用的な内容の学習指導を行っております。

寺子屋塾とステップアップスクールのそれぞれの参加者数と実施回数ですが、寺子屋塾は、北小学校53名、南小学校44名、合計97名、実施回数は学年ごとに異なるため、3月までに平均して27回ほどになります。

ステップアップスクールの参加者数は、数学52名、英語38名の合計90名、実施回数は、夏休み期間も開講し、2月までに平均して29回となっております。

講師の先生からは、指導していく中での感想として、「個々の進度に差があるため、なかなか丁寧に見てあげることができないが、子どもたちはとても頑張っている」、それから「寺子屋塾は、時間内に必ずここまでやらなければというプレッシャーがないので、ゆっくりな子も焦らずできる」、「隣同士で質問したり教え合ったりする姿が見られる」、「一人だと取り組めない子も横について手助けすると答えられる」、そういった感想を伺っております。

また、保護者からは「自宅で勉強する習慣がついた」、そういった感想を議員の皆さんなどを通じて伺っております。

今後の課題ですが、一番の課題は講師の確保となります。今後、事業の拡大や参加者の増加による講師の追加が必要になった場合、平日の時間帯に学習指導ができる講師を確保することが一番難しい課題だと考えております。現在、講師の皆さんは教員経験などがありますので、新たに講師を必要とする場合、同じように学習指導ができる経験のある方を探さなければなりません。学習内容を定着させるためには、つまづいてしまった部分に戻って学び直すことや同じ内容を繰り返し学習することも必要となります。より一層、個々の実態や進度に応じた指導を行う必要がありますので、講師の確保という部分が課題となってきます。

次に、実施回数に関する課題です。

水曜日の放課後に実施している理由としましては、下校の時間がほかの曜日よりも1時間ほど早いため、寺子屋塾とステップアップスクールの時間を確保することができています。実施回数や時間を増やすことも考えましたが、水曜日以外の曜日は、下校の時間が4時ごろであり、放課後、学習塾に参加すると下校する時間が遅

くなってしまう。特に、日没が早い時期ですと、下校する際暗くなってしまう、児童生徒の安全上好ましくないという判断のもと、現段階では水曜日のみで考えております。長期休暇期間中の実施については、夏休み中の開催を考えておりますが、この期間でも日中における講師の都合や確保が課題となります。講師の確保や実施回数については、今後さらに検討していく必要があるというふうに考えている状況です。

次に、来年度の予算については、長野県の補助事業を利用しまして、ステップアップスクールは地域未来塾事業補助金、それから寺小屋塾は放課後子ども総合プラン推進事業補助金、こちらを活用した財源を予定しており、全体的に予算については今年度と同額程度を想定しております。ただし、参加者数の増加により、講師を追加でお願いするような場合は、予算の増額も想定されるところです。

寺小屋塾とステップアップスクールの名称ですが、小学校も中学校も同じ放課後における学習塾であるのに名称が混在し、わかりづらいという意見もいただいております。来年度からは、小学校も中学校も統一した名称に改めて開講していきたいというふうに考えております。

寺小屋塾は、児童の学習習慣の定着や基礎学力の向上を目的としていますが、放課後の安全安心な居場所づくりや学習支援など、寺小屋塾がさらに意義があるものにしていきたいというふうに考えております。

来年度も引き続き開講していきたいと思いますので、一人でも多くの児童生徒に参加してもらえるよう、よりよい事業にするべく取り組んでまいります。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 小学校の寺小屋塾の参加率は、北小がおおむね30から40%、南小は7から24%と参加率に差があります。

また、中学のステップアップスクールも、参加率では学年で差があり、7から35%です。中学3年生の参加率が高いのは、受験を控えてとのことですが、1年生・2年生の参加率は思ったより向上しなかったのかなというふうに思っています。

小学校・中学校、北小・南小の参加率の差、また中学校の1年生・2年生の参加率の向上に向けての分析とその対策をお聞かせください。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 確かに北小学校が参加率が高く、南小学校が参加率が低い状

況があります。

それから、中学校の3年生は多く参加しているんですけど、やはり1・2年生の参加が低い状況があります。こちらにつきましては、今、今年度6月からちょっと始めたばかりですので、まだ児童と保護者についての感想とかそういうものを取りまとめておりませんので、まず年が明けてからそういったものをアンケート調査しまして、それに対する対応というふうに考えております。

それから、あとやはり周知期間が足りない部分がありましたので、6月の議会で補正予算をいただきまして、それから説明会、広報という形でやりましたので、やはりその間の時間が足りなかったというふうに感じておりますので、こちらのほうも事前にまた来年度のほうも実施していくということで、早目から周知してその部分では対応していきたいというふうに、現在の段階ではそういうふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 寺子屋塾に通っている塩野在住の小学生の子どもがいるお母さんから、寺子屋塾に行きだしてから家の食卓で宿題など勉強するようになったと聞きました。それまではテレビやゲームで過ごしていた夕方の時間を勉強の時間に当てるなど、学習習慣がついたことはよい傾向と思います。そのような子どもが一人でも多くなれば、高校は言うに及ばず、大学などの上級学校の進学率向上に寄与すると期待しています。そこで次の質問は、高等学校以上の進学者の奨学金制度を新たに設立する考えはあるかお聞きします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 高等学校以上の進学者の新たな奨学金制度でございます。

まず、最初に町の奨学金対応事業は、平成10年度から実施してきましたが、日本学生支援機構や日本政策金融公庫、あるいは各大学の奨学金制度など、さまざまな選択肢があることなどから、利用者が減少し、平成25年度をもって事業を休止しました。貸与の実施状況は、申請者63名に対して57名が貸与決定を受け、そのうち、退学などの理由により途中で8名が辞退していますので、合計49名に貸与しました。貸与者全員の償還が終了するのは、令和7年度の予定です。これまでの間、奨学金の選択肢が増えたこと、それに伴う申請者の減少や審査基準の難しさ、

滞納によるリスクなどの課題が出てきました。

このような課題のほか、近隣で市町村独自の奨学金は、小諸市、軽井沢町、立科町では実施されていない状況や、日本学生支援機構や各大学でも無利子や給付型の奨学金制度など、さまざまな選択肢があることから、総合的に判断し、事業を休止したものでございます。

現在、大学へ進学するときの奨学金として、第一に検討されるのは、日本学生支援機構の奨学金ではないかと思えます。日本学生支援機構の奨学金は、給付型と無利子の対応型と利子がつく対応型の3種類があります。さらに令和2年度から給付型奨学金が大きく拡充されます。拡充の内容は、世帯収入の基準を満たしていれば、成績だけで判断せず、しっかりとした学ぶ意欲があれば支援を受けることができるようになっています。給付型奨学金の対象となれば、大学や専門学校などの授業や入学金も免除、または減免されるということでございます。

給付型は、日本学生支援機構の奨学金の給付型ですが、世帯収入の要件を満たしており、進学先で学ぶ意欲のある学生であることが条件となっています。高校などの成績だけで判断せず、レポートなどで学習意欲を評価して決定されます。支給月額、自宅外から通学する場合、国立大学は6万6,700円、私立大学は7万5,800円となっています。

無利子の貸与型は、学力は5段階評価で3.5以上であること、家計は住民税非課税世帯で進学先において特にすぐれた学習成績をおさめる見込みがあり、学校長の推薦を得られる人などの基準があります。支給月額は、自宅外から通学する場合、国立大学は最高5万1,000円、私立大学は最高6万4,000円となっています。

次に、利息がつく貸与型、こちらは学力は平均水準以上と認められる者、家計は学生本人と父母、中学生の4人家族の場合、年間の給与収入金額の目安が1,100万円以下であるなどの基準があります。支給月額は2万円から12万円まで、1万円刻みの金額から選択できるようになっています。私立大学の医学部、歯学部、薬学部、こちらはここに増額が可能となっております。

新たな奨学金制度についてですが、給付型の奨学金は、近隣では小諸市と佐久市で実施されております。どちらとも寄附金を財源として実施されておりますので、当町でも寄附金などの安定した財源がないと実施は困難であると考えております。

今後の学生を取り巻く状況や景気の動向、御代田町へUターンしてもらう仕組み

づくり、あるいは企業が求める人材の確保などのそういった必要性が生じた場合など、さまざまな状況と近隣の動向に注視しまして、必要に応じて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 私自身が子育てをしていた10数年前から比べれば種々の奨学金制度が充実してきたことは理解しました。

それでは、次の質問に移ります。

先ほど申しました町内の大きな出来事である2月当選の小園町長の公約の一つである、県下一の教育の町、県下一の子育ての町を公約に掲げる町長は、公約実現のための施策と来年度予算の方針をお聞かせください。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

教育に関しては、先ほど教育次長からも答弁したとおりでございます。6月に新規開講した小学校4年生から6年生の寺子屋塾と昨年度までの中学3年生のみから中学1年生・2年生に拡大、全学年で実施しているステップアップスクールの試みが軸になっております。教育界に幅広く顔がきく茂木教育長のお力をもって早々に指導者を確保し、スタートしたわけでありませけれども、正直なところ、週に一度、1時間だけの講座ではあります。この時間だけをもって学力の向上が可能かということそんなに甘いものではないと思います。ただ、これまで事実上、学校の授業時間しか机に向かう習慣がなかったようなお子さんにとっては、課外で自分の課題に取り組む時間が少しでもありますと、その取り組みは家庭での学習にもつながることが期待されます。実際に寺子屋塾スタート後は、「うちの子が自宅で勉強するようになった」という喜びの声を頂戴しています。それは内堀議員が聞かれたところと近いのかなと思っております。ただ、これが学力テストでどういう結果が出るかということは踏まえる必要があります。また、子どもたちや保護者の皆さんの御意見も伺い、来年度どういうやり方がいいのかを教育委員会でも検討していただき、改善した形で取り組んでもらえるようお願いしているところであります。もしかしたら私が何らかの形で登壇することもあるのかなとそんなふうにも思っています。

今私が考えているのは、先ほどまさに御指摘いただいたとおりでございます。中学校3年生の参加が多い反面、2年生の参加が少ないということが課題かなと。これは部活で忙しいとかいろいろあると思うんですけども、やはり3年生になってやっと取り組んでもちょっと遅い場合があるのかなというふうには思います。中学2年生ぐらいの参加率の向上が鍵のような気がしておりますので、これについて検討してまいりたいなと思っております。

また、名称の統一化ですね。今年度は当初予算と補正予算となった成り立ちの違いもございまして、実態が大きく違わないのに名前が違ったままという状況であります。町民に対するわかりやすさはある種のブランディングにつながると思います。認知度の向上にも寄与しますので、統一した名前で行っていくのがいいと思っております。

また家庭学習に関しては、パソコンの更新にあわせて、先ほどeライブラリの話ございました、アプリケーションを導入したと。このアプリのポイントは、誰でも小学校1年生までさかのぼることもできるし、中学校3年生まで先取りすることも簡単にできることだと感じております。この取り組みに関しても、先日、中学生の親御さんからは、これまで家では一切勉強なんてしていなかったのが、パソコンでやれるようになってから毎日楽しんで勉強していると。また、小学校2年生の親御さんから、小学校1年生の内容からこつこつやりなさいと言って始めさせたが、自発的に今やっているよりも先のことにも興味を持ち始めたようだ、これもまた喜びの声を聞いたところであります。もちろん狙いの中には、不登校のお子さんの家庭学習に資するということがあります。大変便利なものだと思います。町としても、不登校のお子さんに対しても、皆さんのことをしっかり見ていますよというようなメッセージをお子さんに伝えることにもなるのではないかと考えてございまして、先ほど池田るみ議員からも御質問あったとおり、それが不登校の長期化につながらない方向に進めていけるのではないかとそういったところも考えております。

不登校に関連してということになります。来年度当初から臨床心理士の新規採用を現在検討しているところでございます。これまで数年にわたり困難でありました優秀な人材の確保にめどがつかしました。不登校の原因にもいろいろありますけれども、少なくとも登校を希望してもかなわないというタイプのお子さんに関しては、臨床心理士とのやりとりを通じて元気に学校に行ってもらえるように、町として、

また教育委員会として強力にバックアップできるようにしてまいりたいと考えております。

また、子育てについては2点、今、念頭がございます。ほかたくさんありますけれども、内堀議員へのお答えとしては2点について触れさせていただきます。

1点目ですが、先ほど教育委員会における臨床心理士の採用という話をしましたが、新規採用という点で言いますと、産後ケアに関しても保健福祉課に助産師資格を持つ職員1人確保したいとこのように考えております。産後ケアとは、言葉のとおりですけれども、出産後のお母さんに対するケアであります。子育ての開始に伴い、お母さんの精神的な負担が増加し、例えばいわゆる産後鬱となる場合がございます。産後鬱の結果は、最悪自死やまた無理心中に至る危険性もありまして、実際に若い女性の死因として産後鬱は無視できない状態がございます。できるだけ産前からお母さんにかかわっていける仕組みが必要だと考えます。保健福祉課では、これまで宿泊型の産後ケア事業を実施しておりましたが、10月からはデイサービス型と訪問型の2種類を追加しております。さらに産前から産後まで一貫したケアができるように、お母さんに寄り添える立場としての助産師の資格を持った方を採用したいとこのように考えているところであります。

二つ目に、これは一瞬ささいなことに聞こえるかもしれませんが、公共施設のトイレの充実であります。これまで、私自身、学校などに行った際に確認しておりますし、先日、教育委員会から学校や社会教育施設のトイレに関して、和式か洋式かといった別などを一覧にしてもらいました。これでお母さんお父さん方の御要望にも強いものがありますが、南小学校体育館のトイレ、後ろ側にあるトイレですけれども、これは実は和式のみであります。また、社会教育施設という点でいえばエコールみよたですが、こちらも和式の割合がそれなりに高い状況にあると感じております。ニーズと実態に今乖離があるのかなと感じております。

また、公園のトイレにつきましても、6月議会で井田理恵議員から御質問があったやに記憶しておりますけれども、和式か洋式かということもありますが、小さなお子さん連れのお母さんにとってより使いやすいものとしていくことも重要だと感じております。

また、トイレの改善は、お子さん連れの方だけでなく、例えば高齢者の皆さんにとっても望ましいことだろうと思います。かつては、和式じゃないとトイレできな

いという高齢者の方、習慣上の問題で和式じゃなきゃいけないという方が相当数いたというふうに聞いておりますが、時代は変化しております、むしろおけががあったりとか、あと少し体が不自由になってきて和式では無理だというような方のほうがむしろ増えているのかなとそんなふうに思っています。そう考えますと、子育て世代、お子さんにとっても大事ですし、また高齢者の方にも大事だということで、あらゆる世代に大事な事かなと思います。皆さんのニーズをきめ細かく分析しつつ、計画的にトイレをよいものにしていくことが重要だと考えております。

このほかにも町民の皆さんの小さな声を拾い集めて、施設の使い勝手にも十分目を配ってまいりたいと思いますので、今後とも忌憚なく御意見賜れましたら幸いです。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 町長、今のところでなかなか方針を聞かせていただきました。

学校教育の話に少し戻りますと、不登校のほうは今言ったような臨床心理士でケアしていくということですが、町長の公約の中でいじめ、不登校、学級崩壊、この対策チームをつくるというようなこともありましたので、ぜひそのいじめ、不登校、学級崩壊、この辺も中心にして進めていただければ助かります。

次の質問に移ります。

同じく町長の公約の中で女性・青少年に関する政策会議の立ち上げの目的と期待する成果、それとその進捗をお聞かせください。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

私ども、令和3年度から5年間を期間としまして、第5次長期進行計画後期計画の策定準備に入っているところでございます。既に皆様御回答いただいている方もいらっしゃると思いますが、既に無作為に選んだ町民からアンケートをとったところでございます。ただ、そういった個々人の思いもその集積も大変重要ではありますが、よりよいまちづくりのために町民同士がしっかりと意見を交わす場の設定も必要だろうと感じているところではあります。目下、女性や青少年にフォーカスを当てた政策会議に向けて企画系のほうで準備をしております。その狙いは、これまでどうしても中高年男性の価値観を中心に置いてきた政策形成

の中身を本当に町民全体のものとすることにあります。そういった政策会議のテストケースとしては、職員によるワークショップを開催することでも調整しているところがございます。

長期計画の策定だけでなく、具体的な案件に関してもそういった会議体があることが有用なのではないかと思えます。例えば、先ほど申し上げたトイレの改善に関しても、女性の会議体があるとより実際的な声を集められるのかなと思っています。

また、これは議会の皆さんの御協力をもって実現することではありますけれども、来年の1月下旬には、御代田中学校の3年生全員が参加する模擬議会の開催を予定しているところであります。10人の生徒さんから御質問を受けることとなっているようですが、もし実行可能な政策提言があったら、本物の政策として採用することも考えております。中学生の皆さんには、単なる日常的な授業の延長といえますか、公民という教科の学習にとどまるのではなくて、本気で町政に乗せていく政策を考えてもらいたいと思っておりますし、そのためにも御代田町の現状や課題をよく勉強してもらえたらいいなと思えます。もちろん、それに関してサポートが必要であればサポートを提供していけるんじゃないかなと思っております。

もちろん、そういった新しい仕組みづくりだけではなくて、日ごろから女性や青少年の声をしっかりと聞いていくことが、新しい御代田のまちづくりに向けて重要だと感じているところであります。

意見を取りまとめていく過程では、しっかりと先進地の視察などについても予算を配分していく考えでおりますので、多くの町民の皆さんの御協力をお願いしたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 町長は、今年3月の町長就任後の議会の答弁で女性政策諮問機関と青少年政策諮問機関を新年度、すなわち今年の中ぐらいの立ち上げを目指すということでしたが、今の答弁の中で企画財政課の中でその準備を進めているということ、いつごろの立ち上げになるかということの目安をお聞かせ願えれば助かります。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えいたします。

私どもとしては、ワークショップは恐らく年度内にやっていけるかと思うんですけども、準備段階としてですね、新しい会議体については、新年度できるだけ早くスタートするということかなと今のところは考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 3月議会で私も申しましたが、女性政策諮問会議、青少年政策諮問会議、このメンバーが先々、我々議員のなり手不足にも寄与してくれるかと期待できるメンバーかと思えます。人選を含めて積極的な議論を期待するところであります。

それでは、次の質問に移ります。

高齢者の安心を守る福祉・医療の充実の中に厳し過ぎる介護認定を適正にするがありますが、町長就任10カ月を経過した現時点での現状把握と今後の進め方を問います。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えします。

介護保険法の一部改正により、平成27年に介護予防日常生活支援総合事業がスタートし、要支援1、要支援2の介護認定を受けられた中でも比較的介護度の低い皆さん、そしてまた25項目の基本チェックリストに基づいて生活機能チェックを行い、事業対象者と判定された皆さんのケアがいわゆる総合事業の対象者となっていきました。この国による制度変更の背景には、高齢者介護に関する全体のコスト引き下げの狙いがあると言われていたところでもあります。全体としてサービス提供事業者が多様化する効果が見込める一方で、利用者に対するサービス内容の説明が大変であるなど、個々の事業者にとって業務負担が増える結果となっていること、また、その手間の割に事業者に入る収入が少なくなりがちという問題も生じており、これらの変化が事業者側からすると介護認定が厳し過ぎるという考え方につながっていくのかなと考えているところであります。

こういった現状認識ではおりますけれども、それとは別に、実際に御代田町の介護を取り巻く環境は厳しいという声が、周辺市町の医療機関や看護サービス事業者などからも聞かれるところであります。

そもそも、介護認定というのは、町独自で行っているものではなくて、全国一律

の基準に基づき佐久広域連合の介護認定審査会により判定されております。

また、保健福祉課では、結果に関して疑問等がある場合には、御家族や担当のケアマネジャーさんからの相談に応じ、介護度に応じたサービス内容を提案しております。ただ、本当にそれらが正しく進んでいるかというのを検証していく必要はあるのではないかと感じているところです。これらの検証には、保健福祉課の職員一人一人の協力も欠かせないことは言うまでもありません。

また、介護予防事業としては、NPOはつつサポーターの活動に関しては、献身的に取り組んでいただいております、心から感謝申し上げますところですが、高齢者本人一人一人から見ると、月に一度の体操機会にとどまっているというところでもありますし、また、大きな区でも未実施のところもまだあります。実施の回数や未実施地区での実施に向けた取り組みなど、課題はあるものと認識しております。サポーターの数も伸び悩んでいるのが実態と聞いておりますので、どのように協力してくださる町民を増やしていくのかを、今まで以上に真剣に考えるべき時に来ていると思います。

また、場合によっては、予算にめり張りをつけながら、町としても協力していくことが必要ではないかと考えているところがございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 今説明あったように、総合事業の推進ですとか、予防事業、はつつサポーターを利用した、利用というか、協力してもらった予防事業ということを進めながら、今言ったように月に1回ではなくて、ぜひ2回以上、またいろいろな形での予防事業があるかと思っておりますので、社会福祉協議会など関連団体を通じてのいろいろな働きかけということを推進していってほしいなと思っております。これは要望です。

それでは、次の質問に移ります。防災力と町の魅力を高めるインフラ整備の具体的な施策はいかに、を問います。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えします。

10月に発生した台風第19号に関して、町内の多くの箇所では河川や道路、農地、農道、林道などに大きな被害が出ました。私としましては、改めてインフラ整備の

質向上が町としての大きな役割の一つであると認識したところでございます。

今回は大きな規模での避難指示や勧告は行わなかったですし、その判断は適切なものだったと思いますけれども、仮にもっと大きな災害が起きたときに、道路などにインフラ整備が不十分で逃げ遅れてしまうというような事態は絶対に避けるべきだと考えております。

今年に入りまして内閣府や国土交通省は盛んに「自分の身は自分で守る」という言葉遣いを続けております。この背景には、行政による防災の取り組みには一定の限界があるということ。また、行政が幾ら準備をしても住民の意識が低いままでは事態の改善にはつながらないといったことが、昨今の災害対応での反省として出てきているものと思います。例えば、昨年、西日本の豪雨なんかでも行政としてそれなりに準備はしっかりできていたところに、なかなか住民に浸透していなかったということが課題として浮かび上がってきたとそういうふう感じております。そういった状況ではあります、しかしながら、だからこそ行政でやっておけることについてはしっかりやっておくべきだとこのように思います。

その中で一番の私の心配事は、以前も定例会の答弁でお答えしたことがあるかと存じますが、西軽井沢から外へ出るルートの確保だと感じております。西軽井沢からシチズン通りに抜ける鉄道ガード下を広げることも選択肢の一つだとは思いますが、小さな変更の割に莫大な費用がかかるものでもあります。果たしてそれでいいかということは慎重に考える必要があると思います。例えばそれよりも西軽井沢から西方面に抜けるルートの確保ということも可能ではないかと思っております。そうした結果、かりん道路方面への移動がスムーズとなりますし、現在、西軽井沢方面から国道をこう冷や冷やししながら自転車などで通行されている皆さん、私、たびたび見かけます。そういった皆さんの利便性向上にもつながっていくものと感じているところでございます。現状のまま放置せずに避難ルートをしっかり抜いていくことが、住民全体の安心につながるものと考えております。

一方で、防災力はインフラ整備のみによって高められるものではありません。今春、情報防災係の職員2名がドローンの飛行許可を国土交通省から取得しまして、早速、このたびの台風19号被害の把握や国や県への被災状況の報告などにドローンが大いに役立ちました。もちろん万への備えは、役に立たないままであるのが一番いいことではあります。ですが、実際に発生したら、やはり日常的な備えがそ

ういったときに役に立つんだなということを改めて勉強したところではあります。今回の被害把握の過程で建設水道課など事業課の職員が、ドローンの重要性について認識を高めてくれているようでありますので、できれば来年度、事業課を中心にドローンパイロットをさらに養成する考えであります。

これに限らず防災関連等の予算をお願いさせていただく際には、ぜひ議員の皆様のお力をお願いしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 今年台風19号を初め、雨風の被害、大変多かったわけですが、当町、御代田町のもう一つは火山防災であります。火山防災について、町長は先ほどの国とか県で面倒見ろよという話の一つの中で、避難道路をぜひつくってほしいと。大規模な噴火があった場合に、特に浅間山に近い塩野、清万、一里塚、その辺からずっと南のほうへ抜ける避難道路をつくるのが一つの対策であるというような話を一般質問の答弁で聞きました。その辺についてどのように考えるか、改めてお答えください。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えします。

先ほど一例として、特にちょっと袋小路になっているという点で西軽井沢の心配というお話をさせていただいたわけですが、当然ながら、火山防災という観点で言いますと、山に近い側の心配があるわけでありまして。昭和20年代には塩野で鉄砲水が起き、そこで亡くなる方もいらっしゃったなどのことがあります。そういったときに、スムーズに避難ができるための対策というのは必要であろうと思います。私ども、群馬県側を含めた浅間の火山防災協議会の中で広域避難に向けた対策ということをお話し合いを進めようとしている、進めているまで行きませんが、進めようとしているというところに今来ているのかなと思いますけれども、恐らくその火山、火山の被害というのはそんなにタイミングの予測はある程度できるにしても、規模の予測はなかなか難しいのが現状だろうと思います。そういったことから、やはり例えば塩野の方が三ツ谷のほうとか、馬瀬口のほうに逃げてくればそれで済むかという、ちょっと違うのかなと。もしかすると佐久の地域内でも難しい可能性があるという中で、遠くに逃げるということを基本にした計画をつくっ

てまいらなければならないと思います。火山防災協議会等の議論を踏まえ、その結果として、皆さんの避難をスムーズにできる道路ということについて、真剣に検討していく必要があるのではないかと思います。時期としては、やはりそういった計画が済んだ後ということになるかなというふうには思いますけれども、あまり、何というか、ぐずぐずせずにやっていく必要があるのかなと思っておりますので、御理解を賜ればと思います。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） インフラ整備については、当然町の予算ではできるわけもなく、国・県との予算が大変重要でありますので、そっちの方面へのいろんな働きかけを今後期待するところであります。

次の質問に移ります。

農協、農業生産法人、農家の収入増とありますが、具体的な施策、それとどんなことをしてきたのか、その辺も含めてお答えください。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えします。

先日、J A佐久浅間の野菜加工工場、複数地点ではありますけれども、視察いたしました。現在、馬瀬口の国道近くで稼働している創作館の向かいになりますけれども、そこで稼働している比較的小ロットの野菜加工を行う設備は、平成を飛び越し、昭和の時代に建てられて、その後、昭和に増設されてきたというものでありまして、昨今厳しくなってきた衛生基準に追いつくためには、その場でやるには多額の改修費用などがかかりそうな状況となっております。

一方で、旧小沼小学校の場所で稼働している野菜加工工場は、国道近くの施設と比較すると新しく、また自動化も進んでおります。これらの状況を見るにつけ、老朽化した施設の建て替え、もしくは新設が求められるところであります。

旧小沼小学校の土地には、レタスの搾汁炭化施設がありますけれども、販売実績の低迷から休止状態にあるというのは、皆さん御存知かと思えます。この場所を国道近くの設備のかわりに活用しようという考えが、J A佐久浅間のほうで検討されております。そちらの建設に当たっては、国の補助金もそれなりの率で活用できることと思えます。それに関して、まず町としてはサポートをしっかりとしてまいり

たいと思っております。

また、町としましても、こういった施設がより多くの生産量をもって稼働できるということは、町内の業者の収入安定化を一步、二歩と進めることができるわけですから、これに関して何らかの支援ができないかと考えているところでもございます。

ただ、個々の農家という観点を考えてみますと、本施設は御代田や周辺でレタス等が収穫できない場合などには、他地域から仕入れた野菜を利用せざるを得ないわけでありまして。このもう今の時期は、御代田やこの周辺のレタスではないわけでありまして。

また、適正農業規範、いわゆるGAPの取得が大手外食産業への納入時には必須となってくる時代も、すぐそこまで来ているのではないかと感じておりまして、そういったことに向けての支援も第一義的には農協さんなり、地域の農業グループでお願いできないかと思うところではありますけれども、町としても啓発等、もしくはサポートするという部分で、協力できる部分があるのではないかと考えております。そういった仕掛け、仕組みにしっかりと町内の農業者に乗っかっていただけるようにすると、それが町としてやっていけることかと思えますし、その結果、レタスと野菜の単価もこう上がっていく一つのポイントになってくるのかなと思えます。

いずれにしましても、生産の安定化と生産過程の見える化が今後の御代田町農業の肝となってくるものと考えておりますので、具体的な策が出てきましたら議会にお諮りすることになるかと存じます。どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 行政と農協とのタイアップによって野菜加工工場の補助金のめどがつきつつあるとか、大分10カ月の間に前向きな動きになってきたかなということとは認めます。

もう一つ、農業に関して、農水省を中心として国のほうでのいろんな補助金があります。その補助金を、うちでいうと産業経済課の農政係を中心にしてもう少しここのPRできるような、もちろん農協ともタイアップしながら、PRできるような体制をつくっていったらいいのかなというふうに思っておりますが、いかがですか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） ありがとうございます。大変重要な御指摘いただいたと思います。実際、農業に関連する補助金は、メニューが多数あります。多様なものがあります。また、率の有利なものも多いかたと、ほかの事業と比べて相当有利なものが多いという認識もございます。私は、初年度の課題として、その広報の充実というのを掲げてきている中で、そういったところにもしかすると不足が相当あるのかなというふうな、今御質問を聞いて感じたところでございますので、今後、しっかりと農業者の皆さんに周知できるような方策を積極的に考えてまいりたいと思います。御指摘、本当にありがとうございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） それでは、次の質問に移ります。

公約の6番目として、企業の固定資産税を含む税制面の優遇をして労働者の賃金アップとありますが、10カ月の間の経過と今後の方針をお聞かせください。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えをいたします。

町の工業振興条例におきましては、新たに工場を立地した場合に、固定資産税を1年目は100%、2年目70%、3年目50%相当額を補助金として返金する施策を展開しているところであります。これは御承知のとおりだと思います。これはこれで一定の効果があるものと認識はしておりますけれども、佐久市など近隣の状況を見る限り、比較して優位にあるとまでは言えないものと考えております。

企業による固定資産の形成によって得られる固定資産税は、長期間にわたるものでありまして、最初の数年間は役場として我慢したとしても、その後の大きな収税につながっていきます。今よりも思い切った施策を展開し、企業の立地を進めてまいりたいと考えております。

また、そういった企業立地の際には、町としても地元雇用のメリットの説明をしたり、それらの経済メリットを従業員の賃金アップにつなげていただくなどのお願いをしっかりとしてまいりたいと考えております。

条例改正などの状況になりましたら、ぜひ御協力をお願いしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 本件も3月の一般質問で答弁いただいたわけですが、町長の答弁、町長と私のやりとりの中で経済産業省、これも国の経済産業省関連が予算づけする一例ですと、ものづくり補助金ですとか、事業承継補助金、このような国の施策を利用するために、商工会と連携して各種補助金の導入の後押しをする、そういうことを議論しましたが、町の担当部局と商工会との連携、観光協会との連携などについて、どのように進めるかお答えください。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えします。

今の御質問は、商工会また観光協会との連携ということで、どういうふうに進めていくのかというような御質問と受け取ったところでございます。

商工会に関しましては、非常に正直に申し上げますと、こう定期的な議論の場を久々に設定したのが今年というような状況で、まだ十分に商工会と私どもの間で具体的な連携に進めるところにまでは、正直至っていない段階かなというのが、非常に率直な感想というか、考えであります。やはりなかなか一度関係が事実上切れたような状態になってしまっていると、そこをもとに戻すというところに時間がかかるというところも正直でございます。そういった中でもどういった連携ができるのかと、実は町としてはお願いしたいことって結構たくさんあるんですよ。なかなか町が直接できないところを商工会の皆さんにお願いする。それは商工会の三役とか事務局の皆さんにとどまらず、ほかの一般的な加盟している会社の方々、あと商工会、特に実は青年部の動きが結構頼もしい動きだなというふうに私前から思っています、そういった青年部の皆さんとの何らかの連携という、そういう何か制度的な連携と、あとその人的な連携という、その両方が軸になってくるのかなと思っています。そういった意味で商工会の連携、まだ正直言って十分に進んでいるとは言いがたいところですが、早目にそういったところも進めてまいりたいと思います。

観光協会に関しては、どうしても事務局がそもそも役場の中にあるというような実態でありまして、どのぐらい実態的に進めることができるのかというところでは、もしかすると商工会との連携とは形が違ってくるのかなというふうには思いますけれども、ただ私もこれから御代田町の人口を増やしていく一つのポイントとして、

関係人口の創出というのは絶対的に必要な策だと思っておりますので、そういった関係人口を増やしていくに当たって、観光協会とどういうふうに連携していけるのか。例えば、今やっている中でいうと、江東区民まつりに毎年出店してもらっていますけれども、それを物品の販売とかそういったところで非常に江東区民に喜んでいただいているところではあります、できればもう少しそこを進めていきたい。御代田に住んでいただく人をもっと増やしていけるような、そういったところにつながるような対策、ある意味、御代田のファンづくりを本当に真剣に進めていくと、そういった中で観光協会の皆さんとの連携が必要になってくるのかなと思っております。今のところ、そういったことをございます。

ただ、もちろん先ほどのものづくり補助金の話なんかもありましたけれども、制度としてその商工会と連携できる場所は、ある意味、全体として決まっているところでもありますので、うまく連携できるように頑張りたいと思います。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 小園町長就任から10カ月経過して、公約の実現可能性について議論しました。公約の実現については、町行政内での努力はもちろんのこと、国や県への財源の働きかけやその時々を経済情勢、台風災害に代表されるような突発事案の対処などさまざまな要因がある中で、公約実現は困難なことだと感じます。世の中の情勢にあわせ、公約実現の可能性を探りながら、初心を忘れずに町政を運営していくことが肝要と考えます。小園町長のこれからの意気込みをお聞かせください。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えします。

今、大変力強い御質問とエールをいただいたかなと思っております。何と云っても今おっしゃっていただいたとおり、初心を忘れないということ、これは、それはいつまでたってもその初心、ある意味、自分が初心者であるような気持ちというんですかね、そういったことを本当に忘れないで仕事に取り組んでまいりたいと思います。私自身、これからまだまだ成長すべきところ、多々ございます。まだまだ未熟者でございます。ですが、そういった部分も自分の心に秘めながら、ただ日々成長を続け、人のつながりもどんどんつなげて深めていき、そういった中で町民の皆

さんに絶対に役に立つ、そういった町政にしていく覚悟でございます。そういったところに全力で立ち向かってまいりたいと思っております。ぜひそういった意味でも議員の皆様のお力添えも不可欠なものでございますので、今後ともいい議論を通してまちづくりを進めていけるように努力してまいればと思っております。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 内堀議員に申し上げます。制限時間が近づいておりますので、まとめてください。内堀議員。

○1番（内堀喜代志君） 議長からありましたように、まとめに入ります。

町長より力強い意気込みがありました。我々議会も、町長を含めた行政当局と議論を重ねながら、よりよい御代田町をつくっていきたいと思います。

以上で、一般質問を終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、通告2番、内堀喜代志議員の通告の全てを終了します。

昼食のため休憩します。午後は1時30分より再開します。

（午後 0時13分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

一般質問を続行します。

通告3番、小井土哲雄議員の質問を許可します。

小井土哲雄議員。

（8番 小井土哲雄君 登壇）

○8番（小井土哲雄君） 8番、小井土です。御無沙汰しております。2年ぶりの一般質問となります。前回の一般質問は旧庁舎でありましたので、当然新庁舎では初めてとなります。新鮮で新たに身が引き締まる思いであります。帰ってきましたと御挨拶申し上げ、質問に入ります。

浅間山にも数回雪が積もり、議会初日になります先週の金曜日には薄っすらと雪が積もり、昨日の日曜日にも雪が舞い、本格的な雪の季節がすぐここに来ています。5年前になりますが、あのような豪雪にならないことを願うところです。これまで数回、除雪・豪雪に関係する一般質問をしてきましたが、いよいよ本格的な冬を迎えるに当たり、その体制も心配がありますのでお聞きします。

まず、通告にありますとおり、除雪路線の1次・2次路線に障害となる突起したマンホール、水道関係の溝ぶたは計画的に修繕等進んでいると思いますが、これまでに何カ所整備できたか。その総数と残りの修繕が必要な箇所は何カ所かまずお聞きします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

まず、除雪の体制について説明をさせていただいてから、マンホール周りの突起等についてお答えしてまいります。

冬期間の安全かつ安心な道路交通の確保は、通勤・通学や緊急車両、消防・防災などの住民生活の安全確保と産業経済の円滑な活動を促進するために極めて重要な業務だと考えております。

令和元年度の除雪計画は、町道延長約225kmのうち、1次出動路線124kmと2次出動路線27km、あわせまして151kmを除雪いたします。除雪路線の151kmは町道延長の約67%に当たり、除雪用の建設機械を有する御代田町の建設業者10社16台で除雪作業を行います。

通常の除雪作業は、主な幹線道路の通行の確保を行うため、通勤・通学の時間までに、主には深夜から早朝にかけて除雪作業を終える体制をとっております。

突起したマンホール周りの舗装修繕の状況についてお答えいたします。

除雪作業中にマンホールなどの道路占用物が舗装面から2、3cm程度の突出により、除雪ドライバーがけがをしてしまうことがあります。除雪ドライバーは道路上に雪が残らないよう舗装面すれすれまで排雪板を下げて作業を行っているため、2、3cm程度の突出物の衝撃によりけがをしまいます。また、時間的な制約もあることから、ある程度の速度で作業を行います。

除雪作業の支障となるマンホールなどの道路占用物の突出物については、6月ごろまでに除雪業者から要望を取りまとめ、マンホール周辺の舗装修繕を行っております。

直近の3年の修繕実績ですが、平成29年度に120カ所、平成30年度は90カ所、本年度につきましては48カ所の修繕を実施しておりまして、未修繕箇所につきましては16カ所となっております。

以上です。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） 29年度に120カ所、30年度に90カ所、令和元年度、本年度が48カ所で、これまでに258カ所と、多くの場所で修繕が行われておりますが、裏を返すと、それだけ修繕しなくてはならない箇所が多かったともなります。

最近の道路工事では、マンホール等が当然突起されていない状況の工事がなされていると思いますが、二度手間にならないような設計指導を望みます。

業者は分担分の道路は慣れていると思われるので、突起箇所は把握しているのですが、雪の際、課長からも答弁がありました幹線道路を優先するのはもちろんですが、契約している企業であったり、多くの箇所を受け持っているわけで、忙しい中、うっかり突起物にぶつからないよう安全な作業を今後もお願いしたいものがあります。

先ほども、すれすれに排土板――ブレードといいますか、を路面に設置して除雪するというようなお話がありましたが、しっかり当てることによって路面肌が出て、塩カルもより威力を発揮すると思いますが、構造によってわずか浮くような構造の建設機械ももちろんあるんですが、どのような除雪を業者にお願いしているか、そのところをお尋ねします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） 除雪作業にあたるに当たって、除雪業者さんのほうに対しましては、除雪する際は舗装の面が出るように除雪作業に当たっていただくよう指導しております。

また、一本道の1車線の道路につきましては、すれ違いできる待避所を設けてもらうような形で指導をしております。

以上です。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） 私も建設機械の作業経験がありますので、これまでに何度か駅前周辺の除雪を行ってきましたのでわかるんですが、今おっしゃったとおり、排土板をしっかり当てていただくことによって路面が出ますし、路面にしっかり当てることができますし、簡単な操作でそういうことができることは承知しているところでございます。特に日陰で雪解けが悪い箇所、駅前交差点に限らず、多く存在する

と思われませんが、そのような箇所については、引き続き、排土板を当てて路面を出すような指導を今後もお願いしたいと思います。

除雪には安全性とある程度のスピード感が求められる中、ほかにも心配があります。除雪の際、大型除雪機により除雪するわけですが、道路にはみ出ている支障木の伐採が気にかかります。除雪業者からそれなりのお願いがあるかと思いますが、現状をお聞きします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

道路占用物のマンホール等の突起物と同じように、6月ごろに同様に木の支障や枝の支障についても要望を取りまとめております。町有地の木であれば、伐採・枝払いを職員のほうで実施しております。私有地の木につきましては、地権者へ伐採・枝払い等のお願いを通知をしております。

私有地につきましては34件依頼がありまして、28件が現在のところ対応済みとなっております。未対応の6件につきましては現在再度お願いしているところでございます。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） お話にありました町有地より出ている枝を切ることは当然であると思います。除雪に限らず、大型車は、左側からせり出している枝等を避けて、車体にどうしても当てたくないでしょうから、右側にハンドルを切ることになり、事故の可能性が増しますし、除雪車であれば、そこを重機に当たらないよう避けて、カーブしての除雪となってしまいます。安全面からも、引き続き、私有地から出ている枝の伐採は今後もお願いしていただきたいです。

ほかにも、町内各地で住宅が以前より密集していると思われまして。以前であれば、住宅密集地の空き地があるとすれば空き地に雪を集めて対処していたと思われまして、除雪の際、雪を持っていく場所がない状況となっております。そこで、雪捨て場が必要となると思いますが、現状と、ない場合の計画をお聞かせ願いたいと思います。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

雪捨て場でございますが、平成26年2月のような豪雪となった場合の雪捨て場

として、現在、やまゆり公園の駐車場、旧役場庁舎の跡地、県営平和台団地の余剰地、雪窓公園駐車場、御代田浄化管理センターの余剰地、西軽井沢団地の調整池、豊昇園隣の跡地の計7カ所を考えております。

また、大雪とまでいかななくても、2、30cmの豪雪が数回あった場合については、除雪により道路の脇に寄せられた雪が積み重なっていくことで、それ以上寄せ切れない場合、また、車のすれ違いができなくなる場合があります。そのような場合には、除雪業者さんからの道路情報や、区長さんを通じて町に御連絡いただければ、町のほうで排除などの対応に当たってまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） 平成26年にありました豪雪の場合は特別で、交通規制をかけて排雪しなければ、にっちもさっちもいかない状況であったことは覚えているんですが、私がお聞きしたいのは、今お聞きしているのはそこまでの豪雪ではなくて、御代田の駅前であるとか、栄町から荒町へ行く道であるとか、西軽井沢団地の中であるとか、塩野の馬瀬口であるとか、住宅が密集していてどうしても、かいていっても持っていく場所がなくて、業者さんも安全確保しながら除雪してもらっているわけですけど、持っていく場所がないと。次の質問にも関係してくるんですけど、どうしてもこぼれていくだけで作業効率もよくない部分があるんじゃないかと。ということは、どこかのあいている場所を確保して緊急の土捨て場的なものがあったほうが、よりスムーズな除雪ができて道路確保できるんじゃないかなという思いからの質問であります。特別な大雪のときにはまた別のものの考え方になりますが、当然、私有地とかが関わってくるので、なかなか難しいとは思いますが、そういった箇所を確保するような考え方とか話し合いがあったかということをお聞き願えればと思います。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

小まめなところに雪を寄せられる、排雪できるところが確保できるかということなんですが、以前、畑のところに雪を置かせてもらうことはできるかということで、畑の所有者さんに相談したことがありまして、畑については塩カルをまいたりとか、そういう場合は塩害ということも作物にどう影響されてくるかというのがわ

からない部分もありますので、そういったこともあって畑には入れてほしくないという、一度そういうお話を伺っておりますので、畑には極力そういうことは避けていきたいというふうに考えております。

また、畑以外の空き地、宅地とか雑種地のところについては、そういうところが必要ということであれば、土地所有者さんに相談した上で雪を一時的に置かせてもらって、解けた後についてはごみとかそういう物が残っているようであれば、それは町のほうで処分をするというふうなことでやっていければというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） 確かに手っ取り早いのは空いている畑、ちょっとお借りしてぼんと投げちゃうのが一番スピード感もあるかと思えますけど、農作物をやっている方たちの心配を考えれば、そんな乱暴なこともできないのかというような思いもします。

今、これからお話しするという、空いているところがあれば、冬場はこういうふうに使わせてもらいますがという、それは所有者の許可をとらないと後々問題になりますからやっていただきたい。そのほかに、場所的にはガードレールを一時的に外すだけで、下が沢であったり、別段迷惑かからないような箇所もあると思うんですよね。そういう箇所が確保できていることによって、変に雪を盛り上げることなく、沢にどんと落として、またガードレールをしっかり直しておくような状況の場所もあるかと思えます。また、そのような箇所も私なりにはこんなところはそれでいい、こういう場所はそれでもできるんじゃないかなという箇所がありますけど、また見ていただいておりますようお願いできるようなところであればお願いするし、また、ガードレールを外したりすることが強度の問題でいいか悪いかわからないんですけど、もし可能であれば、一時的に外せるようなガードレールを設置というか、改修というか、できればよろしいかと思えますので、また見ていただきたいという、これはお願いで終わります。

今の除雪関係のつながりなんですけど、一度除雪した後になりますけど、どうしても宅地内にある雪を道路に出すことも見受けられます。歩道確保の観点からすると、いたし方ない部分もありますが、役場から業者のほうに雪が残っているので再度除雪するように連絡があると聞きます。また、道路に出された雪で自動車が汚れ

るといふ苦情もあるようです。ちょっと理不届かと思ひますが、こういった苦情に
対応する建設課も大変かと思ひます。住民の皆さんにどのような指導を行っている
のかお聞きします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

周知の方法でございますが、除雪に関する町民への周知方法は、除雪の協力や注
意等については広報やまゆりで除雪指定路線については御代田町ホームページや回
覧でお知らせをしております。

降雪・除雪のお願いとして、「敷地内の雪や除雪後に寄せられた雪を道路へ出し
ますと、思わぬ事故の原因になりますので、絶対に出さないでください」とお知ら
せをしております。

また、除雪車の通過後に家の出入口に寄せられた雪の除去は各家庭にお願いする
とともに、高齢者世帯や除雪車の入らない生活道路・歩道については、地域の方々
に御理解と御協力をお願いしております。

以上です。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） 確かに、どうしてもだめと、やめてほしいと指導しても、持っ
ていく場所がなくて、皆さん、道路に出しちゃって、いい悪いは置いておいて、午
前中の天気の良い日であれば、自動車を通ることによってビチャビチャ解けていく
から、いいとは言わなくても、ちょっとしょうがないかなという気持ちもあります
けど、それが夕方出したものが凍っちゃって、今言ったような大変な事故になる可
能性もあるので、その辺は今後もしっかりした指導をしていただいて、確かに今月
もやまゆりにも除雪のお願いってしっかり載ってました。見させていただきまし
た。そういうお願いはお願いだけど、実際、5年前の大雪のときも、路肩に車を停
めて、そのまま放置車両で除雪ができないような状況になっています。皆さん、身
勝手と言うとちょっときつい言葉になっちゃいますけど、大勢の皆さんの迷惑とか
そういうことを考えたら、それなりに皆さんの中でモラルを守っていただいた中で、
スムーズな除雪作業ができればなというような気持ちであります。

いずれにしても、引き続き、スピード感のある安全な除雪作業のため、建設水道
課が中心となり、業者からの意見も取り入れながら、今後も進めていっていただき

たいと思います。

それでは、塩カルストック倉庫についてお聞きします。

以前に塩カルストック倉庫に2,400万円の予算づけをし、議会も承認し、桜ヶ丘の小沼財産区所有地に計画がなされました。

しかしながら、その場所は用途地域ということで、住宅は建てられるが、倉庫は建てられないということが判明し、新たに建設場所を模索しているようですが、現状は旧役場庁舎跡地に塩カルが15袋、ブルーシートに囲われて屋外でストックされている状況です。湿気等で使えるか不安もありますが、ストックされている塩カルが使用できるか、建設課の認識と、1回の除雪で塩カル散布はどのくらいの量を散布するのか。あわせて、1袋500kgとお聞きしていますが、その値段もお聞かせください。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

除融雪業務は町内の建設業者が除融雪作業を担い、地域住民の安全・安心を確保してまいりましたが、建設業界におきましては年々高齢化となり、若年層の人員確保は特に厳しい業界にあります。

融雪剤の散布につきましては、主要幹線道路を中心に、路面の凍結のおそれのある坂道や日陰部を重点的に2社2袋で融雪剤散布を行っております。

融雪剤散布路線は58路線で約49kmを実施しております。雪の降りぐあいや冷え込みぐあいにより異なりますが、融雪剤の1回の散布量は2台の散布車でおおむね5袋から10袋ほどになります。

融雪剤は入札により、本年度は1袋500kgで、税込みで2万7,500円で契約しております。

あと、湿った塩カルのことをございますが、湿った塩カルというのは大体昨年度に塩カルを納入した物を4月から12月ぐらいの間に、夏の間、保管しているんですけども、ブルーシートをかけて保管している状態でございます。ですが、それが湿気によってどうしても本年度散布するときには固まっている物が中には出てきており、散布できずにその部分は廃棄しているところになっております。その大体の割合ですが、大体1割程度が塊となっております、それを除去しております。今年度、新たに購入して、それを開袋していくものについては、固まっている物は

少ないというふうに認識しております。

以上です。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） 1袋500kgが税込み2万7,500円ということで、1割程度が湿気で固まっちゃって使えないかなというような答弁でございました。2万7,500円、これが高いか安いかは私にはわからないんですけど、現状、役場にストックという答弁でしたが、私も見てきたんですが、確かにブルーシートに囲まれて屋外で、言葉はきつく言えば放置されているというふうにもとれるような状況、それは巻いてあるからストックだという認識かもしれませんが、本当にこれで使えるのかな、大丈夫かなというのが心配なものでお聞きしたんですが、1割程度ということで、そのくらいはしょうがないのかなという気もしないわけでもないんですが、ただ、1回の散布で今もありましたけど5袋から10袋ということで、今、現状、15袋ありますけど、1割というともう1袋以上が使えない状況になっていますね。ということは、今後、里にも数度、薄っすらだけど、雪が降った中で、いつ降るかわからない中で、大丈夫かなという心配もあります。答弁にもあった新しい物はもちろん、砂糖、塩みたいにさらさらしていると思うので、それは使い勝手がよくて、2社の方ですか、49kmの距離を2社の方々が受け持ってやっているんですけど、そういった部分では寒い中の作業、新品の新しいもののほうが作業も当然効率もいいでしょうし、あんまり聞くところによると、寒い、きつい、休めないというような状況でやりたくないというような情報も入っているところですけど、そういった環境も考えながら、大なり小なり問題がある中、塩カル倉庫が1日も早く建設されるべきということでまた進めていきますが、個人的には、旧庁舎跡地に塩カル倉庫をつくったほうが、土地代はかからず、倉庫建設費が以前の計画と同じであれば2,400万円になり、最適な場所ではないかと考えますが、どのような場所に建設しようと交渉しているのかお聞きします。あわせて、町所有地に適当な場所がないのであれば、土地を購入してでも塩カル倉庫の早期建設が必要と考えますが、お考えをお聞かせください。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

塩カル散布業務は出動回数が比較的多いことから、日中の仕事が終わった後の夜

間または早朝に行っている状況にあり、長時間労働が強いられることから、作業者への負担の軽減を図るとともに、作業が安全に行えるスペースを確保するため、労働環境の改善を整える必要があります。

また、融雪剤を適正に保管することで、湿気による損失を減らし、経済的かつ効率的な業務運営が求められております。

このようなことから、塩カルストック倉庫の必要については、昨年度に倉庫の建設を前提として建築費を予算計上し、建設場所について検討してまいりました。

建設場所の条件としましては、凍結防止剤の納入は大型トラックで搬入いたしますので、大型トラックの出入りしやすい前面道路が2車線、または道路幅員が6m以上の幹線道路沿いで、敷地内で回転できる十分な面積がとれること、夜間や早朝の作業が主になりますので、車庫のシャッターの開け閉めや凍結防止剤の積み込み作業などの音を発しますので、可能な限り民家が少ないこと、これらの建設条件とする幹線道路として、浅間サンライン、やまゆりライン、かりん道路、ふるさと農道、県道借宿小諸線、国道18号沿線の町有地または公有地を中心に検討している中で、国道18号の小諸市境にあります長野国道事務所の御代田除雪ステーションを共同利用、使用してもらうことができないかについて、所管する長野国道事務所と協議をしてまいりました。地元自治体と共同利用している事例がなく、仮に共同利用することでピーク時の散布業務に遅れが生じるなどの問題があることや、施設の維持管理に関わる経費の負担をどのようにするかなど、協定を結ぶ必要があります。内部で協議をしていただくということですが、ハードルは高いという回答をいただいているところです。

塩カルストック倉庫につきましては、いずれにしましても、現在の厳しい労働環境のもとで従事していただくため、労働環境の改善を図り、労働者への負担を軽減させることで、融雪剤散布作業者の確保につなげてまいりたいと考えております。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） それぞれ適切な場所を今探しているようであります。早くできたほうがいいんですが、今の共同利用の話ですけど、18号線の、あれは十石坂でしたっけ。十石坂の手前のところですね。共同利用できればいいなと、今、いい話だなと思ったら、縦割り社会なんですね。やっぱりね。もったいないな。あそこを一緒に貸していただければ、それは使用料を払うのでも一番いいのかな。建てる建

設費も考えれば一番いいのかなと今本当に思ったところですけど、今後もそういう話が続けられるようであればまだ詰めていただきたいところではございます。いずれにしても、早期に準備しておかないと安心・安全が担保できないこととなりますが、引き続きお願いしたいと思います。

1点だけ。9月補正で情報員待機補償費が上がっています。これは除雪に関する経費かと思いますが、新たに計上されていますので、どういうものかお聞かせ願えればと思いますが。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

除融雪作業の単価につきましては、県の積算根拠に準じて算出しております。情報員の待機補償費につきましても、同様に県の積算に準じて単価のほうを算出しております。

除雪作業の単価につきましては、使用する機械や規格、平日または休日、昼間または夜間によって異なりますが、除雪作業の1時間当たりの単価で契約を行っております。

除雪作業は安全な作業に努めていただいておりますが、暗い中での作業やスリップなど、危険を伴う作業になります。1日の作業を終えた後の天気予報で、深夜から朝にかけて雪が降るような予報が出た場合には、降り出す時間や雪の降りぐあいを見ながら、通勤等の時間までに終わるよう、除雪出動のタイミングを判断して作業を行います。除雪が終わったその日の日中も1日の仕事を行うとなると、除雪オペレーターにとっては過酷な労働となってまいります。そのような状況を是正するために、日本気象協会が17時に発表する天気予報において、その日の20時から翌朝8時にかけて降雪の予報が発令された場合には、各社1名の方に待機していただき、除雪作業や道路の積雪状況を判断し、除雪オペレーターもしくは補助要員に連絡をとっていただくために補償するものでございます。除雪オペレーターに安全な作業を努めていただきたいと思います。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） 少しでも労働環境が整備されて、きつい仕事でしょうけど、町から依頼があってもやりたくないということのないように、町民の安心・安全を担保するにはそのための環境が必要となります。台風19号による被害からの復旧も

当然急がれますが、本格的な冬を迎えるに当たり、除雪と関係する塩カル倉庫につきましても早急に対応しなければいけないと感じます。担当課が中心となり、1日も早く建設できるようお願いし、この件は終わります。

続いて、次の質問に入ります。

冬から夏へと季節感のない一般質問となりますが、年々、御代田町におきましても、夏に30℃を超える日何日も続く過酷な夏となっています。10年前と比べると、多くの方が気温上昇を感じているのではないのでしょうか。40年前にはお盆を過ぎれば夜になると鼻水が出るほど温度が下がったことを覚えています。年配の方は我慢強いので、いまだにエアコンなどは必要ないと、自宅に設置していない方も多いのではと思われませんが、私の母も86歳と高齢で、エアコンを設置すると言いましたら「いらない」と案の定言われました。孫、ひ孫もちょくちょく遊びに来るので、つけたほうがいいと、要するにだまかして注文することにしました。注文しても1カ月近く設置までに時間がかかると言われるまま設置することになりましたが、今シーズンは冷風としての機能でエアコンを使うことはなく、温風暖房として使用しているようです。それでも灯油を入れる作業が省かれるので助かっています。各地でエアコンの需要が多かったことは安易に想像できます。

御存知のように、小中学校にも各教室にエアコンが今年設置されました。冬には当然暖房としても使用できますし、年々厳しい夏を涼しい環境の中で勉強に集中していただきたいと思います。

夏といえば、多くの方が、小中学校のころ、夏休みには学校のプールで水泳を楽しんだのではないのでしょうか。

そこで質問ですが、学校でプールが使えない状況になっていると聞きます。人伝いにプール周りのコンクリート部分が太陽熱で熱くなり、やけどのおそれがあるため使えないとも聞きますが、どのような状況で使えないのかお聞きします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） 学校におけるプール活動の状況についてお答えいたします。

夏の期間のプールは子供たちの楽しみの一つでもあり、水泳や水遊びを通して子供たちの心身の健全な発達に効果的な活動でございます。

平成30年度のプール活動期間は、北小学校が7月2日から8月8日までの期間

に23日間、南小学校は6月18日から8月10日までに35日間実施しました。期間中、記録的な猛暑により、熱中症対策として小学校2校ともに夏休み中のプール活動を2日間中止にしました。今年度は、北小学校が6月24日から8月6日までの期間に26日間、南小学校は6月17日から7月31日までの31日間実施しました。

昨年度の猛暑によるプール活動の中止という経過を踏まえまして、昨年より開始と終了の時期を早めております。結果として、気候の様子もありましたが、今年度は猛暑によってプール活動を中止するということは一度もありませんでした。また、プールの施設やろ過機など、設備的な問題によりプールが使えないということもございませんでした。議員の質問の中にありましたプールの周りが熱くて使えないといった、こういった状況もございませんでした。

平成30年7月に、愛知県豊田市において、小学校1年生の児童が校外学習後に熱中症で亡くなるという痛ましい事故が発生しました。文部科学省からは、熱中症事故防止に万全の対策を講じるよう、緊急通知がありました。これを受けて、御代田町では、文部科学省の水泳の手引、それから、独立行政法人日本スポーツ振興センターの学校における体育活動での事故防止対策及び学校屋外プールにおける熱中症対策を参考にして、気温が30℃以上の場合や水温が33℃以上、それから湿度、高温注意情報が発表されたことなど、総合的に判断してプール活動を中止しております。

平成25年度から29年度までの5年間で全国の小中学校プールで発生した熱中症の件数は179件でした。発生の状況は、水泳中が92件、プールサイドで見学中などが60件、プールを出た後の更衣室などでの着替え中に9件、それからプール終了後の授業中や帰宅後が18件となっております。

水泳を含めたプール活動中の熱中症は、環境要因や運動要因、それから人的要因の三つの要素が関わり合って発生します。学校プールでの環境要因としましては、水温、気温、湿度、それから日光に当たるなどの輻射熱があります。運動要因としましては、運動時間や内容、強度に加え、休憩や水分補給の状況などが関係しまして、人的要因としては、体調や高温環境でのプールサイドでの待機、それから衣服の状況などが関係しています。

学校プールにおける熱中症の予防は、これらの要因によるリスクを適切に把握し

まして、適切な熱中症対策を講じた上で、貴重なプール活動の機会が確保できるよう努めておるところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） 丁寧な答弁ありがとうございます。何が原因かということでいろいろ御苦労してはいますが、ちょっと時間も必要なのでね、本当にありがた迷惑な部分もございまして、文部科学省の指導、そして日本スポーツ協会からの指導ということで、そうなれば従わざるを得ない状況かと思っております。

しかしながら、気温上昇により、子供たちが楽しみにしているプールでの水泳ができない状況の中、本題に向かい、思いを述べさせていただきます。

私が小学校のころは、高学年になってからプールができましたので、それまでとその後も湯川まで自転車で泳ぎに行ったことを覚えています。帰り道にはよく夕立に遭い、ずぶぬれにもなりましたが、カブトムシを捕まえたり、田舎の子供を満喫しておりました。

中学生のころは、夏休みにはよく学校のプールに泳ぎに行ったものです。50年ほど前になりますが、そのころもプールから上がるとコンクリート部分が熱くなり、プールの水をまいても温度が下がらず、ぴよんぴよんはねていたことを思い出します。ですから、そんなことも関連するのかなというところでお聞きしましたが、ないというような状況であります。我慢強いのかな。

近年の気温からすると、50年前より平均気温は1℃程度しか上がっていないと思われまして、1℃でも大きな問題ですが、体感温度あるいは道路の路面温度は道路の舗装整備などによりかなり上昇しているのではないのでしょうか。あのころに熱中症という言葉があったかは定かではありませんが、皆暑さに負けずよく遊んだものです。

今年の孫の夏休みですが、何年ぶりでしょうか、湯川に孫と遊びに行きました。海水パンツを持っていなかったもので、半ズボンをまくり上げ、膝上まで、水につかる程度でしたが、冷たい水に触れ、数10分、楽しく川遊び、水遊びをしました。子供だけで川に遊びに行つては絶対いけないときつく言っておきましたが、そこに今回の質問のヒントがありました。

そこで、安全に多くの子供たちが真夏の暑い時期に木陰もある場所で、水遊びで

きる施設が御代田町にできないものかと思い、伺うものです。施設と言うと大げさに感じ、佐久市の公園にあるような噴水の施設を描くかもしれません。そういった施設ができればありがたいのですが、以前に一般質問でも投げかけたことがある面替ふるさと公園、あるいは雪窓湖、龍神公園を自分なりに候補に挙げます。その理由は、近くに自然の川、水があるからです。アイデアとしては浮かぶのですが、水利権あるいは水質の問題があり、私としましても必要性は思うのですが、答えを出せない状況です。

そこで、近隣の水遊びできる場所の状況をお知らせしていただき、また、プールがあるのにプールに行くまでの熱中症が問題となり、小中学生が泳ぐことができない状況の中、町として何かお考えがあればお聞かせください。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

まずは、近隣の状況です。佐久市の市民交流広場と東御市の中央公園、立科町の風の子広場、権現山などがあります。佐久市の市民交流広場は、地下水をくみ上げ、それを浄化し、地下タンクにためて消毒した水を循環させておりますが、不足する水については上水道で賄っている状況だそうです。また、東御市の中央公園は、全て上水道を循環させて行っております。いずれも噴水の中に入れるもので、子供が頭から水をかぶったりしても、衛生面においては問題がないように配慮された形となっております。

噴水型とは違い、小川をイメージした親水公園では、立科町の風の子広場は、公園内を流れる用水を利用したもの、また、千曲川河川敷に整備された佐久市のさくらさく小径公園は、河川の水を取水したもので、いずれも自然石や水辺の植物を施した小川をイメージしたものでございます。こちらは子供が頭から水をかぶったりできるような噴水型のもものではございません。

水遊び場といってもさまざまな形態が考えられます。子供たちが安心して水遊びができる空間をつくるには、プールと同様の水質を提供しなければなりません。また、噴水や水系施設といっても、きれいな状態にしておくためにも、水質の管理というものが重要になってまいります。

このような噴水施設や人工的につくられた水辺空間を専門とする日本水景協会というものがございます。その技術的標準書には、水質の基準や浄化方法、除塵方法、

消毒の方法、また、それらの浄化設備についての基準が明記されております。親水公園利用者の目的や、その目的に沿った施設についての保守管理が示されております。

親水公園については、現在、町の中の公園の中では水とかかわる公園とすれば雪窓湖公園というものがありますが、こちらの公園につきましては、現在のところ、水の中に入れる公園ではございませんし、水質というところの面では、用水から水をとっておりますけれども、道路用水が入ってきたり、水質の衛生的な面においては保障できるものではございませんので、雪窓湖公園につきましては中に入れる状況にはございませんし、水質の管理という面では入れる状況をつくれる場所でもないというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 小井土議員。

○8番（小井土哲雄君） 確かに水質管理が、課長の答弁にもありましたけど、とても重要で、まさにそのとおりだと思います。以前の一般質問で豊昇のふるさと公園対岸から湧いている湧き水を利用して水遊びできる施設ができないものかとお聞きしたことがあります。候補地の一つとして議会が始まる前に、答弁いただいた金井建設水道課長と見に行ってきました。公園側は、左側は台風で、左岸は台風の影響で大分削られており、川に降りられるよう整備されたコンクリート歩道もえぐられ、一部は川に落ちていました。その状況を見ますと、対岸の湧きの水質は多分大丈夫かとは思いますが、好奇心旺盛な子供たちの水遊び場所としては危険かなと思われまます。そこで、今お話にありましたとおり、龍神公園が最適ではないかと考えます。答弁にありましたとおり、龍神公園はとても人気があり、家族連れが安心して遊べる場所ですし、大型遊具も寿命があと何年かはわかりませんが、お聞きするところによりますと、現状22年が経過すると聞いております。なるべく長く使用できるように保守点検あるいは補修をお願いしたいところですが、いずれにしましても、いつの日か更新時期が公園としても来ると思われます。撤去し、新たに公園の整備を行うにしても、数千万円の費用が見込まれるので、国庫補助がなければなかなか難しいのではないかと考えられます。だからといって、壊した土地に水遊びの場所をとるのではなく、併設された水道循環型の公園整備ができれば、もっと多くの人を訪れるのではと考えます。自分の思いだけ申し上げたところなんですけど、時間がございません中、課長からも御答弁があり、私からもお答えというか、思いを述べ

たところで、トップである町長のお考えが気になるところでございます。まさか来年つくれとは言わないとは思いますが、前向きなお考えを聞けたらと思いますので、お尋ねします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） まず、前段に、先ほど帰ってまいりましたということでしたので、お帰りなさいと申し上げたいと思います。これからまた前議長としてまた御活発に御議論をいただければ幸いに存じます。よろしく申し上げます。

水遊びの場に関しましては、先ほど小井土議員の思いは聞きましたので、私も述べると、札幌に住んでいた時代、まだもうちょっと子供が小さかったころは、モエレ沼公園という非常に大きい公園がありまして、その大きな公園で大きい水遊びの場がありました。2人の娘を遊ばせていた記憶も非常に温かい記憶として残っております。公園において水辺の存在というのは大変意義深いものと感じているところでございます。

一方で、先ほど議員からも御指摘いただきましたとおり、大型遊具の更新を予定するなど、お金のかかるものが控えている。特に水辺のものを創出した場合は、維持管理の経費も少なからずかかるものであるということは御理解いただけるのかなと思います。

先ほど札幌の話をしてしまいましたが、じゃあ、御代田町の財政規模でどこまでのことができるのかということをお考えなくてはなりません。大事なことは、もともとの財政の規模でやっていくということもありますけれども、例えば、何らかの資金集めの観点での課題を整理できないか。また、整理した上でどういったことが可能かということをお現実的な路線で検討していく必要があるかと思っております。今後、むしろお知恵をお貸しいただきながら、御一緒になって検討させていただけるとありがたいなと、このように思っているところでございます。

なかなか前向きな答弁ができないところではございますけれども、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（五味高明君） 小井土議員に申し上げます。制限時間が近づいておりますので、まとめてください。

○8番（小井土哲雄君） まとめます。皆さん、御存知のとおり、水は生命の源でござい

ます。水のないところに生命は育ちません。このすばらしい御代田町の人口が増えている、あるいは減らない要因としては、そういった水のよさ、環境があるのかと思います。住みよいまちづくりのため、執行部、議会、一丸となり、いろいろな課題を今後も進めていただきたい、私たちも頑張りたいと思います。

以上、終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、通告3番、小井土哲雄議員の通告の全てを終了します。

通告4番、井田理恵議員の質問を許可します。

井田理恵議員。

（6番 井田理恵君 登壇）

○6番（井田理恵君） 議席番号6番、通告4番、井田理恵です。

質問に先立ち、10月12日、13日にかけての台風19号は、関東から東北地方と長野県にかけ、甚大な被害を及ぼしました。亡くなられた方々へお悔やみいたしますとともに、当町内におきましても損害や被害を、苦痛を受けられた方々が多数おられることを心よりお見舞い申し上げます。

詳細については、広報やまゆりほか、招集、小園町長の御挨拶にもありましたので、確認の詳細は省略いたします。

今回は、一つに、この直近の罹災経験を経てからこそつかんだ課題や、小さくても解消可能事項はないか探るべく、特に情報伝達について質問をいたします。

二つ目は、令和2年度の予算編成についてお聞きします。

初めに、1件目でございます。台風19号の罹災経験を生かした防災情報の体制づくりをということで要旨を読ませていただきます。

住民に役立つ防災情報の手だての一つとして、地域防災コミュニケーションネットワークがあります。スマホへ防災無線が直接届くなど、利点を持つこうした新たなツールの導入を期待いたしますが、いかがでしょうか。

また、停電など、生活インフラが滞った地域へ、このたび、そういったことがありましたけれども、広報車による集中的な伝達もあわせて望みますが、対応の考えはということで、地域防災コミュニケーションネットワークにつきましては、調べましたところ、県内では長野県の中では上伊那郡の宮田村、それから諏訪郡の富士見町がございます。これはスカイネットワークという民間の会社を通じてやっております。報道にもありましたけれども、一言で言うと、防災行政無線やJアラート

をリアルタイムで受信できるスマートフォンで無料にダウンロードできるアプリで
ございます。これにつきまして通告してありますので、よろしく願いいたします。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

（総務課長 荻原 浩君 登壇）

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

地域防災コミュニケーションネットワークとは、徳島県に本社があります株式会社
が提供するクラウドシステムです。議員おっしゃいましたとおり、専用アプリを
インストールしたスマートフォンにテロップ文字放送や音声放送をライブ配信する
ことができるというシステムで、Jアラート——全国瞬時警戒システムを初めとし
た防災行政無線放送等を自動転送によりスマートフォンに送信することが可能であ
るとのことです。既存の放送システムに重ねた放送伝達の多重化が図れるシステム
として注目され始めており、県内では、私、富士見町の例は承知していませんで
したが、6月から宮田村がこのシステムを導入しているということでした。宮田村で
は、防災行政無線を屋外スピーカーで配信し、メール配信サービス等で放送内容を
配信していたほか、村内の家庭や企業に防災行政無線の戸別受信機の約
2,600個を無償貸与するなどの情報発信体制を構築していたとのことですが、
それでも当町と同様に屋外スピーカーの位置や戸別受信機設置場所、家庭内の設置
場所の電波状況によっては放送が聞こえづらいという家庭が多かったという課題を
抱えていたとのことでした。こうした課題の解決と情報発信手段の充実を目的とし
て、このシステムの導入に至ったということでした。

当町におきましても、防災行政無線の放送は屋外スピーカーで放送されるほか、
専用ダイヤル0267-32-1180で直近の放送内容を聞くことができるサー
ビスや、みよたメール配信サービス、町公式ホームページやSNSといった複数の
媒体を使って配信しておりますが、全て担当職員がそれぞれの機械ごとに同じ内容
を何回も入力して配信していますので、それなりの労力と時間を要するという大き
な課題もあります。防災行政無線からの放送を瞬時に転送し、お手元のスマートフ
ォンから自動的に放送されるという地域防災コミュニケーションネットワークの機
能は、当町においても大変魅力的なものであると考えております。

それと、広報車のほうですかね。インターネット環境がない方ですとか、IT機
器等の操作に不慣れな方ですとか、あるいは障害をお持ちの方などもおられますの

で、デジタル環境下における情報受信手段のみでは十分であるとは言えません。さらに、停電時には使えない、充電できないという大きな問題もあります。

このたびの台風19号の接近により、町内でも地域によっては最長で4日間ほど停電が続きました。町内全域に設置している防災行政無線の屋外スピーカーには、停電対策としてバッテリーが設置されておりますが、72時間、3日間程度という限界がございます。防災行政無線も万能ではありませんので、安全面に配慮しながら、状況に応じて広報車も活用していかなければならないと考えております。

今後とも、幅広い情報伝達手段の整備について引き続き調査研究を進め、課題を克服できるような効果的な手段を計画的に導入できるよう検討してまいります。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 防災無線については工夫を重ねながらも、今、御答弁がありましたけれども、まだまだ聞きづらさなど、町民の声や課題があると思います。その中で工夫を重ねていただいているということですが、ただ、それは当町だけではないはずで、今は住宅機能も進化し、気密性やそれから防音性にすぐれているので、当然矛盾した状況になります。その辺も理解した上で、豪雨など、また、風雨が相まえば限界があります。そんな相反する中ですが、緊急の場合、現状は町からのたくさんの情報発信がありますけれども、権限としては町からの正式な情報が第一の権限として、そして、信頼性では一番と、基本的には自治体情報ということで町民の皆さんは捉えているはずだと私は認識いたします。それを今お話もありませんでしたが、いかにしっかりと伝えるか。その有効な手だてを生活実態にあわせてぜひ推進されることを期待いたします。よろしく申し上げます。

今、ちょっと補足させていただきますと、防災情報というのは、電話でももちろん聞き取ることもできるんですけども、また遠隔にね、昼もお勤めで外に出ている方たちにも非常に地域コミュニケーションネットワークという、防災ネットワークというのは有効な手だて、手段ということの評価があるようですので、その辺も生活実態にあわせるという部分で検討していただければ、大事に思ってくださいということですので、お願いしたいと思います。

今回の台風では、御代田地区、今まで説明もありましたけれども、栄町、西軽井沢と草越、向原地区などを中心に、2,600戸を中心に停電になりました。その

解消は地区によりばらつきがありますが、今、お話もありましたけど、1日から4日以上かかったということで、そんな中、長くからの私の知り合いが、気になるひとり暮らしの高齢者へ、停電の様子心配だから一緒にというお声がけをいただき、邪魔にならないように入力でやりとりを聞きました。少人数でしたけれども、さすがにどなたもとても落ちつき、不測の事態にも家にある物を工夫し過ごされていました。その状況を見地するに当たり、情報がつかめず不安に襲われたという人の声もありました。一方、そこは気にせず、冷蔵庫が止まったけれども、牛乳とか、ちょっとあれはもう、ヨーグルトみたいになっちゃっているのかなというような状態を、飲食に、聞いていて疑問を生じる乳製品などを飲んじゃったわというようなやりとりには冷やっとしながら、そういった意味でも課題を感じながらの小規模の災害というか、被害でも、いろいろ感じながら実態をうかがうことができました。気持ちから見回ってくださるこうした――これは別の視点ですけれども、防災という点につきましては、地域のつながりがあれば、これがもしものときに手を差し出せ、また、笑い話にも変われる人による状況の把握は、実は時には機械的な情報の伝達よりもまさり、安心・安全の確保になると、ありがたさと可能性を捉えて、一方、むしろしっかりしているがゆえに情報がつかめないことで、不安に陥る方がいるということの実態の両面を捉えました。今、広報車による集中的な情報弱者の方々に、特に部分的に停電になった地区などの方々には、今回は本当に初めてのことであったので、人手不足というか、本当に皆さんが、職員の皆さんが動き回り、たくさんの評価もいただいています。そんな中、それでも集中的な放送もぜひよろしくお願ひしたいと思います。すぐに解決しなくても、少しの励ましと安心になると、そんな声もいただきましたので、よろしくお願ひします。防災は多面的にハード事業を必要不可欠な仕組みづくりが大事だと思いますけれども、裸になる自然な自助・共助をお願ひしていく中、並行してもう一つ、気のきいた行政活動を期待するところがございます。すみません、持論の意見を長々と申しました。それでは、その辺についてもぜひ検討していただきたいと思いますので。お答えもありました。

では、続きまして、二つ目でございますが、気候変動による大雨が今後も想定される中、準備体制の強化とともに、住民向けに現状把握のための事前情報の伝達もさらに必要と考えます。特に湯川ダムなどにつきましては、このたび、洪水、氾濫ということになりませんでしたけれども、実はいろんな課題が出たということです。

県と確認した構造上の特性や緊急措置の操作規則など、情報開示を期待したいところですが、最新の状況はどうなっているのか。大ごとにはならなかったがゆえに、全国的にもダムのことは今いろんな国絡みで議論が出ております。その辺につきましてもよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） それでは、初めに、準備体制と、あと事前情報の関係で私のほうからお答えさせていただきまして、湯川ダムのことにつきましては、この後、建設水道課長からお答えさせていただきます。

昨今の異常気象は、10年に一度はもう当たり前となりまして、50年に一度というのも常態化してきているような状況にあります。異常が通常になりつつあるとも言われています。こうした異常気象が全国各地で頻発している状況下にあります。災害が少ないと言われております当町もこれまでどおりでは安心できません。井田議員の御質問のとおり、昨今の異常気象に備え、準備体制の強化についても十分に検討していかなければなりません。

当町は現在、防災備蓄品と災害対応用の資機材について計画的に充実を図っており、住民の皆様に対しましては、各家庭で最低3日分、理想は1週間分なんですが、その食料と水の備蓄をお願いしてきているところでございます。

議員の皆様を初め、住民の皆様方におかれましても、特に停電対策として、これから降雪期には樹木や電線への着雪による停電の可能性も十分ございますので、各家庭で懐中電灯ですとか、ラジオ、乾電池、カセットコンロ、ファンヒーターではなくて反射式の石油ストーブだとか、自動車からスマートフォン等への充電コードなどについて、平時から御家庭に備えていただきますようお願いを申し上げます。

今後とも、災害に強いまちづくりに努め、みずからの命はみずからで守るという考え方のもと、みずから防災情報を入手する方法についても住民の皆様にご理解いただけるよう普及啓発に取り組み、災害に強い家庭づくりにもあわせて努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

（建設水道課長 金井英明君 登壇）

○建設水道課長（金井英明君） 私のほうからは、湯川ダムが建設された目的と、その構造上の機能、それと、台風19号接近に伴う湯川ダムの管理状況並びに湯川ダム管

理者との伝達方法についてお答えしてまいります。

まず最初に、湯川ダムの概要と目的でございますが、湯川ダムは軽井沢町全域及び御代田町の浅間山山麓を流域とする一級河川で、過去に幾度となく水害が発生し、地域一帯に大きな被害を与えたことから、抜本的な治水対策とあわせ、下流域の既得取水の安定化を目的とした治水ダム、湯川ダムが昭和35年度に完成いたしました。

湯川ダムの機能といたしましては、湯川ダムは洪水調節機能を持ったダムでございます。下流域の洪水被害を防ぐため、ダムに流入する水量と同量の水量を放流させる自然調節方式により、ダムの放流量を抑制させながら洪水調節を行っております。

このたびのような台風時においても、湯川ダムに流入する水量と放流させる水量は同量としておりますが、ある一定量を上回った時点から流入水量と放流水量の差をダム湖内に貯留してまいります。その差分をダム湖内に貯留することにより、下流域の河川水位の上昇を防ぐための洪水調節を担っているダムでございます。

台風19号接近に伴う湯川ダムの管理状況ですが、10月12日4時28分、御代田町に大雨注意報が発表されました。発表されたことに伴いまして、5時に湯川ダム洪水警戒体制を開始いたしました。その後、ダムの水位の経過観測を続けまして、13時21分、洪水調節開始時の水位が801.23mが観測されまして、放流量より流入水量が上回った時間でございます。16時18分に最大流入量毎秒347.95m³を観測いたしました。20時55分には最大放流量毎秒321.04m³を観測し、最高水位804.95mを観測しております。23時42分、洪水調節が終了しております。10月15日10時4分ですが、長野気象台が大雨注意報を解除の発表をしたことによりまして、湯川ダムの洪水警戒体制も解除されております。

ダム管理者との町との情報の伝達方法についてでございますが、洪水警戒体制の開始した今回でいいますと5時になりますけれども、湯川ダム管理者である佐久建設事務所長は、長野気象台が発表する降雨情報により注意報または警報が発表された場合には、河川管理者である長野県建設部河川課、北陸地方整備局千曲川河川事務所及び下流域の自治体である御代田町、佐久市並びに佐久警察署などの関係機関に対し、洪水警戒体制をとる旨を連絡し、情報の収集や情報の共有を行うこととな

っております。

洪水警戒体制の解除でございます。今回の台風19号ですと、10月15日10時4分になります。湯川ダムへの流入量及び放流量が減少し、今後予想される大気の状態や風雨の状況から洪水警戒体制を維持する必要がなくなった場合には、関係機関に対して洪水警戒体制を解除したことを連絡するということになっております。

情報の伝達につきましては以上でございます。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 今、発災があってからの湯川ダムの管理状況、それから、最高水位804.95mという、かなりの大体8割とか9割とかその辺の量まで来ていたという緊急的な状況というのもお聞きしましたし、湯川ダムの治水ダムとして、治水イコール利水ダムですかね、としての構造上の性格、概要もお話いただきました。ダムのことにつきましては、今も私も本当にこういうのは専門的で難しいことだと思うんですけども、一般の人にとっては、よく世論で台風の被害の状況の中でなぜ事前放流をされなかったのかとか、福島県あたりで三つですか、自然放流と緊急放流をしたというようなこともありました。それはちょっと人ごとのように考えておりましたけれども、実は湯川ダムにつきましてもそういった状況になっていたということで、私たちがただ不安に思っている人がたくさん実はいて、そして、その下流域である伍賀地区や、ましてや佐久地域のほうがほとんど影響を受けるのかもしれないけれども、農業用水、いわゆる伍賀地区、視察させていただきましたけれども、利水ダムとなると簡単に事前放流をできないという、渇水になるおそれもあるので、非常に課題もたくさんある。それから、構造上の放流管の話とか、そういうことも実はいろいろあるんだと思います。ただ、湯川ダムにつきまして、今、町民の方にもこういう台風の状況の中で少し注目というか、関心を持っていただいて、こういう状態であるので、県と規則について確認をして、今、こういうことでダムについては、ダムの性格上のことなんかから始まって、少し情報公開というか、そういったことをしていかなければいけないのかなということになります。今、国のほうでも、事前放流とか、ダムの下部分を上げないと事前放流ができないとか、放水管の性格もあるという議論が出ております。そんな中、まず、そういう情報公開についてなり、研究についてなり、そういうことをこれから少し、ダム

については湯川だよりというので、湯川についてのいろんなダムのを含めて時々回覧で回りますけれども、これまで以上にそういった部分での情報公開をしていただければいいかな、ありがたいなという感想がありますし、実際そういった声もあります。

このたび、ちょっとこれは事実の報告なんですけれども、今回の台風の大雨につきまして、この11月の初めに、政権与党であります衆議院の長野県選出のかつての防災担当大臣でありました務台俊介代議士が、県区を越えて当町に来所されました。個人的なことでは恐縮ですが、5年ほど前に縁があってお茶をしました。そんなことも含めて、偶然にも私もお声がけいただき、笹沢、内堀議員、両2名とともに、町の担当、町長を初め、一緒に状況を視察させていただきました。湯川ダムを初め、伍賀地区の被災状況の現場に視察同行しました。

その中、事前の懇談の中で、御代田町について、なるべくそんな機会はないので、御代田町を認知していただくということで、職員の参加された皆さんも一生懸命だったと思いますけれども、そんな中で、質問もいたしました。このダムにつきましても質問もいたしました。すぐに本部、中区本部と大雨水害の際の利水ダム、湯川ダムの規則上の課題についての研究や議論の必要性に取り組むことや、ダム全体のことも含めてですけれども、お約束をいただきました。それに加えて、国のほうでも見直しや検討は当然されているはずですが、御代田町、今後を見据えて、湯川ダムを大災害地域がほかにもあるにもかかわらず、ぜひ頭の中に入れていただいたり、この御代田町を頭に入れていただくためにも、認知させていただきましたということをちょっとつけ加えさせていただきます。その後、小園町長からの発言で、御代田町の防災情報に関する民間委託で、サイトのヤフーとの情報の混在についても務台さんは、広く全国に長野県御代田町ということで発信されていた模様でございます。すみません、一応そういう事実をお伝えさせていただきます。

このように、いろいろ国の上級にかかわる方、どの方でもいいと思うんですけれども、ぜひトップを中心に、あらゆる手だてを使って御代田町を広報していただくためにも、ダムのことばかりで私も非常に勉強させていただいた思いがありますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

洪水時のダムの議論と情報公開の必要性が高まる現状を深めて、一層の理解をお願ひしたいことと、この場合、対策の課題の解決につきまして、県の規則とかもあ

と思うんですけれども、県や国へ要望することが必要になるかと思うんですけれども、そういった連携というのは今までどのようにとっていたのか。ダムの管理者というのは、基本的にはあそこの湯川ダムにはいつもいらっしゃるわけではないというふうに確認しているんですけれども、佐久のほうにいらっしゃるということで、今後、どのような連携をしていく予定なのかお聞きしたいと思います。

○議長（五味高明君） 金井建設水道課長。

○建設水道課長（金井英明君） お答えいたします。

湯川ダムの管理者さんですが、土日はちょっとわかりませんが、平日は湯川ダムの管理事務所のほうに来ていらっしゃるということだそうです。

湯川ダムの事前放流ということなんですけれども、機能的には放流管というものがついておりますので、放流することは可能ではないかというふうには思われます。

ただ、その部分につきましては利水の部分に当たりますので、かんがい用以外で放流することになりますと、御代田町地籍の水田等のほか、その下流域の佐久市や千曲川沿線の耕作地にまで影響が及ぶものと考えられます。

しかし、今回の台風のように治水、洪水調節を目的とした放流ができるかは今後の検討となってくると思います。

ただ、新聞等で報道されておりますように、事前放流の検討を含め、貯水機能の強化に向けて国が検討会議を設置し、基本方針を決定することであるため、その動向に注視していくとともに、今後示される基本方針に基づき進めていくこととなります。ですので、その国の基本方針によつて的確なタイミングで県と協議をした上で要望というものをしていきたいというふうに考えております。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 平日、確かにそういうことも聞いたはずなんですけれども、一部によりますと、佐久にいないときもたくさんあるということで聞いていたので、今後、ますます管理者と連携してもらって、なかなか難しい問題ではあると思うんですけれども、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

知らないことが多過ぎて、みんなで手探りで調べているような状況でも、今、国もそうでありますし、状況のようなので、ぜひ一緒に研究していただければありがたいと思います。よろしくお願ひします。

それで、次に、3番目でございますけれども、今後、今年度、ドローンを約

40万円で購入して、既存の1台があるということで2台となりました。今回、空撮による利活用はどのようにされましたでしょうか。

災害に対し、台風19号の際にどのように使って、広報やまゆりの写真なんかにも使っていていっちゃうのか。また、より高い有効利用に向けて、操作技術者の拡充の考えということで、午前中の答弁にも小園町長からありましたけれども、非常に積極的に国のほうでも本当にいち早く、こうした早い技術を町長のリーダーシップで取り入れておりますので、費用もそんなにうんとかかるものではない中で、利活用がどのように多面的にされていくのか、非常に期待されますので、その辺をもう一度確認の意味でお願いいたします。

○議長（五味高明君） 荻原総務課長。

○総務課長（荻原 浩君） お答えいたします。

今年度、2期体制としまして、操縦者につきましても2名を養成して、国土交通省に申請し、登録をいたしました。現在、総務課情報防災係の職員2名が防災・災害対応に活用しながら、飛行訓練を兼ねた広報・PR活動等に従事しております。

このたびの台風19号災害では、10月15日に建設水道課からの依頼を受け、伍賀地区の被害状況の確認のための空撮を実施したほか、11月20日には産業経済課、また、25日には再び建設水道課からそれぞれ依頼を受けまして、災害復旧に係る国や県との協議書類等の添付書類に用いるための農地、水路、町道等の被害状況写真の空撮を実施いたしました。また、向原の住民から、強風により屋根の一部が損壊したという連絡を受けまして、11月1日に住宅の被害状況の確認のため、上空から家屋を撮影しております。

また、水原の別荘所有者から、風倒木によりまして屋根に穴があいてしまったという連絡を受け、11月5日に被害状況の確認のため、空撮を実施しております。

国におきましても、こうした被害状況の把握や災害復旧事務における協議書類等の作成にドローンで撮影した写真や映像を積極的に用いることを推奨しているようですので、今後とも積極的に活用していきたいと考えております。

現在の2名は、いずれも災害発生時には災害対策本部の事務局の要員となる職員であるため、役場を離れて即時対応ができないという課題がございます。

また、災害時に限らず、全国各地で平時におけるさまざまな活用事例が紹介されるようにもなってきております。

当町におきましても、現在、平時・有事を問わない有効活動を検討しています。来年度は現在の2名が飛行経験時間を見たし、今度は講師となることがありますので、例えば、産業経済課や建設水道課などの現場を持つ職場から2名ずつ、計4名程度のパイロットの増員を図りまして、来年度以降につきましても必要に応じて増員に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） ぜひ増員して最大の効果を上げていただければ、こうしたことも先進的にやっている我が町として、とてもPRをするに値するし、効果、町民益につながるのではないかと思いますので、ぜひよろしく願いいたします。

続きまして、2件目でございます。令和2年度予算編成に臨む町長の基本方針はということで、令和2年度の予算編成が年明けより始まります。町長として初の年間予算編成を査定するに当たり、基本方針を伺います。お願いします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えします。

先日、新年度の予算編成方針に関する係長以上を対象とした説明会で、私は幾つかの留意点について述べました。

最初に挙げたのが、事業の縮小・廃止について積極的に検討することです。新しい事業をできるだけ多く始めたい気持ちは誰しも持つと思いますが、限られた予算の中でこれまでやってきた事業の縮小・廃止というのが重要であります。職員の気持ちとしては、自分の担当の仕事というのは、どれも重要だと思いたいのはわかるわけです。実際、最初から最後まで全部無駄というような業務が多数含まれているとは、とても考えにくい状況だと思います。ですが、事業開始時には一定の意義があったとしても、時間の経過によって意義が薄れてきている項目も少なくないのかなと思います。だからこそ、何をやめるかということについても、現場から積極的に提案してほしいと申しました。

次に、新しい提案をするに当たって、課内で優先順位をしっかりとつけておいてほしいとも申しました。正直に申し上げますと、理事者が全ての事業に関して隅々まで知しつするのは無理だと思います。また、客観的な価値観のほかに、担当者が、もしくは担当の係、担当の課が事業に対して持つ思いや力の入れようというものも、

決して軽視できないと思っています。そのため、課内で優先順位をつけておくことが理事者による判断のためにも重要なことだと思っています。

3点目に、コスト意識を持つことであります。新規の事業は通常魅力的なものですけれども、得られる効果とそのコストが見合わないものが間々見られるように思うわけでありまして。事業実施の方法を工夫して、同じ効果でも安く上がるようにしたり、時には多少効果が劣ったとしても、コストの安いほうを選ぶこともあるかもしれません。いずれにしても、これまでこれだけのお金がかかっていたから今後もそれでいいと思考停止に陥るのではなくて、どうしたらコストを小さくできるのか、いつも考えてもらいたいと考えているところであります。

ひとまず以上であります。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） ただいま説明をいただきまして、とてもわくわくするようなお答えでございました。最初に事業の話、必要な取捨選択的な御発言がありました。私どもも含めてですけれども、どうしても、どんどんいろんな細かな要望や要請というのが時代の流れで、年々どんどん増えていきます。そんな中で、要求することを要求したり、出すことというのは幾らでも本当に切りがなくあると思うんです。そんな中で取捨選択をしながら、新しい事業をするために、一番の本当に勇気の要る英断だと思いますし、職員の方々もある部分ではちょっと悪役になってしまうような、イメージ的にそんなようなこともあるかと思っておりますけれども、こういった発言というのはあんまり今まで聞いたことがなかったので、それを第一に出してくださったというのは少し感動しました。

それで、そんな中で、これが3番の限られた財源の中、新規事業や復旧、飛びますけれども、支出を考慮し、既存事業の見直しも視野に入れることへの考えはということ、今、お答えも含めていただいたのかなと思います。本当に必要な事業が何かというのを、いろいろ新陳代謝しながら見ていくというような印象で私はとったんですけれども、そのようなお答えを、意気込みを聞いたということで、3番のお答えにつながったかと思えます。

そんな中で、この3番については少し具体的に後でお聞きしたいことがあります。そんな中で、基本方針の大事な骨子をお聞き、基本方針というか、職員の方々に注意してもらいたい点、留意する点ということで、お話を既にされたということで、

今後、年明けにいろいろそういうことが煮詰まっていくのかと思いますけれども、これにつきましては、後の荻原謙一議員の質問にもございますので、このことにつきましては、これで私はお聞きしたということで結構でございます。

次に、町長から積極的な予算措置の考えはということで、町の予算編成方針、自治体のというような一つの仕組みがあるかと思うんですけれども、そんな中で、今までかつては町長発信のというのはなかったようなイメージがあります。そんな中で、公約のことも絡めて、小園町長自身の独自の発信をするような政策、予算づけというようなことはあるのかお聞きしたいと思います。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） お答えします。

その前に、先ほど、3番のことが大体お聞きになったということではあるんですが、少しだけ補足させていただきたいと思います。

やはり目下、財源確保で頭が痛いのがお察しのとおりかと思えますけれども、災害復旧に向けた支出であります。激甚災害指定により、どれぐらい町の負担が軽減されるのか、精査し切れていないのが正直なところではありますけれども、2億2,000万円余りの町工事の被害が出ている以上、ほかの予算にも何らかの影響が出てしまう。それは例えば財政調整基金を崩すのであっても影響が出るわけですから、当然の影響が出てくるというわけであります。

先ほど、コスト意識の話をしましたけれども、もしくは事業の縮小・廃止の提案ということの話もしましたけれども、全てを一律に少しずつ削るみたいなことはどちらかというと悪手に入るのではないかと、悪い手段のほうに入るんじゃないかなと思います。あくまで現場での気づきをベースにしながら、井田議員のおっしゃるところの見直しや仕分けにつなげていくのが、本望なのかなというふうに思っているところでもあります。

さて、積極的な予算措置の考えということでございますが、これは一見細かい話に感じられるかもしれませんが、職員には学ぶための努力と費用を惜しまないでほしいというお話をしております。先日、私はとある市に視察に行きました。その市の担当者だけではなくて、市長さんも御代田町のまちづくりの進展のために本当に一生懸命、夜を通してアドバイスを与えてくださるという場面をいただきました。この一つの視察をもって新年度には新しいものが生まれるなというところまで、一

つ話が進んだところでございます。まだ具体的には申し上げられないのが大変恐縮でございます。

私は書籍や、あと地方行政に関する雑誌などからもたくさんの情報を得ており、それも重要なことではありますけれども、現場の姿を見て現場の声を聞くことが何よりも大きな財産になると感じております。条例や規則、要綱の案をつくる際にも、ただ近くの町の条例なり規則の文言をまねればいいというものではありません。担当者の方の話をしっかり聞くことが重要であります。条例や規則にも私は魂を込めることができると考えております。そういった意味で、ぜひ、職員の皆さんには、現場を訪ねることを惜しまないでいただきたいですし、そのための予算はしっかりと確保してまいりたいと思っております。

さて、私が予算を重点配分したいと考えている分野は主に9分野でございます。

一つ目に、小中学生の教育であります。例えば、寺子屋塾等のさらなる充実や家庭学習のサポートの強化などがございます。

二つ目に、子育て支援です。保健センターの相談体制の充実でありますとか、どれだけできるか、今、一生懸命考えて検討してもらっているところですが、公立保育園での0歳児受け入れの再開などがあります。

三つ目に、自死防止対策であります。軽井沢大橋が自殺の名所として名高いという不名誉な状態を脱していくことにも狙いを置きながら、私は先日受講してまいりましたけれども、自殺予防ゲートキーパーの養成でありますとか、ハード面での対策、啓発活動などがあります。

四つ目は、医療と福祉の連携。例えば、健診受診率の向上に向けての役場外の人材活用なども必要だと思っております。

五つ目は、高齢者福祉。介護予防や福祉輸送のさらなる充実などがここに当てはまってくるかなと思います。

六つ目は、町有設備の機能充実であります。先ほど、別の方の御質問がありましたけれども、子育て世代と高齢者への配慮を強めた町有施設の機能充実が必要ではないかと考えております。

七つ目は、インフラ整備であります。優先順位を精査した上で、先ほど防災の観点と道路をつくっていくという観点、これは内堀喜代志議員だったと思いますが、道路の積極整備もしていく。また、単なる復旧を超えた改良工事への取り組みも必

要な部分があるのではないかと考えております。

八つ目、移住政策であります。移住促進に資する事業者による取り組みのサポートや空き家あっせん機能の増強、また、先ほど、とある市に視察に行ったというのも実はこのあたりの事業に関するものでありました。

最後に、ふるさと納税を軸とした各種政策分野への横展開であります。単純に町財政をよくしていくためにふるさと納税を活用していくというだけではございません。横展開ということですので、例えばですが、町内事業者の育成と新しいサービスの開発、優良返礼品を提供した事業者への検証事業なんかもあっていいのではないかと。また、首都圏や御代田で開催する納税感謝祭を通した関係人口の増加でありますとか、また、ふるさと納税を進展させていくに当たっての外部人材の活用など、こういったことも重点にできると考えております。

今お示しした九つのジャンルに関しては、先ほど、ちょっと前に申しましたけれども、予算編成方針に関する説明会で、ここの表明についてもしております。係長以上の皆さんには御理解いただいているかと思っておりますので、今後の予算編成作業に関して、これらのことが軸になっていくものと思ひまして、ある意味、楽しみにしているところというところがございます。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） ただいま、九つの予算措置、町長から公約とリンクして九つ、さらに具体的な政策、それから予算措置の考えをお聞きしました。いずれもやることというのは事業で、事業費がかかることでございますので、そこら辺は財源をどうするのかということをしつかりと私たちも確認しながらやって、ともに考え、見ていきたいと思ひます。

そんな中で、そういう意味では、新規事業に当たることには小園町長の発想から来るものということで新鮮さを非常に感じましたし、今、明言をいただきましたので、ぜひ御期待申し上げるところでございます。

小園町長がまだ小園さんだったころに、選挙でいろいろお訴えをされていたことがあります。私は別に、特に非常に持ち上げるとかそういう気持ちはありませんので、確認していきますと、今のままで現状では衰退しかありませんとか、変わらないことがリスクである。これはホームページとか、小園さんのときのお声を私も拾

っていたものでございます。防災力と町の魅力を高めるインフラ整備、第一には、いつもおっしゃっている県下一子育ての町ということ、これもぶれていないかなと思います。教育ということもぶれていない。防災力と町の魅力を高めるインフラ整備ということもこれからますます必要になってくる。そして、産業振興や福祉の部分でも、いわゆる全般的なことですけれども、その中での優先順位というのも今いただきました。

そんな中で、具体的に、もしかしたらそごがあるのかなということが一つ、そごというか、御理解をいただかないといけないのかなということが、これは担当、産業のほうで午前中の質疑の中であったことで、ちょっと気がついたのでお話ししますけれども、今、現商工会とかのことにつきまして、まだなかなか今、連携が今の状態では少し途切れているというような状態、それから、あまりまだ効果というか、事業についての確認というのが、まだ少し失礼ですけど足りていないのかなというところで、ちょっと戻って私も確認したんですけれども、実は30年の3月で私も質問したんですけれども、町内中小企業の新たな振興策につきまして、新制度で最先端の設備投資計画というのを御代田町は先につくりました。非常に産業経済課のほうで一生懸命頑張ってくださいましたし、そのころから商工会とも連携をして働いて、中小企業の支援策もやって、国の認定をいち早くとって、固定資産税の減免を3年間にわたってゼロに、国がそれを補填するという制度がありました。それを真っ先にやられました。そういうことについては連携は続いているはずなんです。ですので、小園町長がおっしゃったように、もしそれが途切れているのならば、そういうこともとても大事かと思えますし、そういうことをしっかり継続していくことが必要な、町の固定資産税を補填する部分でもしっかりと町の産業振興にもなりますし、継続していくことがとても大事だと思えますので、そういう部分についてはしっかり必要なお金なんだなということを、認識していただければありがたいかなと思いました。別にそれは私が言ったからどうのこうのとかそういう話じゃなくて、今、そういう確認の認識のそごがあったので、そこをつけ加えさせていただきました。

それから、もう1点、今回、補正で組まれています、質疑もしたんですけれども、商工費の中で、これはもう県の制度設計ということで542万8,000円……

○議長（五味高明君） 井田議員に申し上げます。通告内容の予算基本方針とはちょっと

離れていると思いますので、範囲を超えていますので、注意願います。

○6番（井田理恵君） はい、わかりました。じゃあ、これにつきましてはまた後ほどお聞きしたいと思います。

そういうことで、今、小園町長のお話にもありましたけれども、本当に必要な事業は県の制度設計があつたりすることもあると思いますけれども、町にとって本当に必要な事業なのかというのを、新規事業の中でもまた疑問な点は確認していただくなどしていただいて、リアルタイムで庁内で情報を確認し合って取り入れていただければいいかなと思います。金額の大小にかかわらず、お金だけの話ではなくて、環境問題やそういうこともいろいろあると思いますので、そうした町民益につながるようなことが本当に必要なのかということも含めて、曖昧で申しわけありませんけれども、そんなようなことも含めて新規事業、それから既存事業の確認に努めていただければありがたいかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 優先順位をつける、取捨選択をしていくことはとても大事だと思います。また、例えば、県制度に乗っかっているものに関して、なかなかそれを町から言っていくということは難しい面もあろうかと思いますが、ただ、町としてどういった産業がより町の効果につながっていくのか、また、何がそうでもないのかということもある意味、統一した価値観を持って理事者として判断していくということも大事な事かなと。あまりこれが波高的に思いつきのように、これは受け入れる、これは受け入れないみたいなことになっても困るわけで、ある意味、いい方向に町が進んでいくために、事業者の皆さんとかも予測可能な形で事業を発案し、実行していくことができるような、そういったメッセージを発していくこと、それが客観的な意味での制度設計とかとはまた超えた、より御代田らしいまちづくりにつながっていくものと確信しておりますので、その点、御理解いただきながら、ただ、県制度とかがあれば、それに従うということもある意味町の振る舞いではありますので、大人の対応のときは大人の対応をするみたいな、そういった区別も必要なのかなと思っています。また、具体的な件につきましては個別に御教授いただけますと大変幸いに存じます。ありがとうございます。

○議長（五味高明君） 井田議員。

○6番（井田理恵君） 終わります。

○議長（五味高明君） 以上で、通告４番、井田理恵議員の通告の全てを終了します。

この際、暫時休憩します。

（午後 ３時 ２５分）

（休 憩）

（午後 ３時 ３５分）

○議長（五味高明君） 休憩前に引き続き本会議を再開し、一般質問を続行します。

会議規則第９条２項の規定により、本日の会議時間は議事の都合で、あらかじめこれを延長します。

通告５番、荻原謙一議員の質問を許可します。荻原謙一議員。

（２番 荻原謙一君 登壇）

○２番（荻原謙一君） 通告５番、議席番号２番、荻原謙一です。

このたびの台風１９号による甚大な被害を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧をお祈りいたします。

今定例会での質問は２件の通告をしてあります。

１件目は、令和２年度予算編成方針についてであります。

現在各課におかれましては、予算編成で佳境に入っていると思いますが、年が明けますと企画財政課とのヒアリング、理事者査定が待っております。そして３月議会には小園町長が、夢のある予算案を議会に提案されるかを、今のうちから私は期待をしているところでございます。

こうした中において、町の平成３０年度の決算報告から平成３０年度一般会計歳入歳出決算は、歳入総額が６９億４，５４０万円となり、前年度比８億５，６７９万円の１１．０％の減額決算となり、歳出総額は６５億９５０万円となり、前年度比８億９，９８２万円の１２．１％の減額決算となりました。限られた財源の中で各種の事業を実施し、将来の財政運営の健全化を図るため、一般会計の歳入歳出差し引き額から財政調整基金へ２億円の決算積み立てを行い、繰越明許分の財源を除いた１億７，４３７万１，０００円を令和元年度の一般会計に繰り越しました。

そして健全化判断比率等の状況についても、実質公債費比率は、標準的な財政規模に対する一般会計等が負担する借金返済額の割合、３カ年平均で１１．７％、前年度比８．９％となり、昨年度に比べ２．８ポイントは上昇いたしましたが、過去の公債費等の返済によるもので特段のマイナス要因によるものではないと議会で報告

されています。

そこで予算編成方針は、国の経済動向や町の財政状況等を勘案し、毎年度の予算編成に当たっての基礎的な考え方や編成上の留意事項を示すものでございます。

そこで平成30年度の決算報告も踏まえて、どのような基本方針で臨んでいくのかをお伺いします。

○議長（五味高明君） 荻原企画財政課長。

（企画財政課長 荻原春樹君 登壇）

○企画財政課長（荻原春樹君） 予算編成に当たっての基本方針について申し上げます。

令和2年度は第5次御代田町長期振興計画の前期5カ年の最終年として、どのように後期基本計画へつなげるかが重要な1年となっており、計画の目標達成に向け、着実に推進していく必要があります。

また御代田町総合戦略に掲げます目指すべき将来の方向性に向けた取り組みを着実に推進するとともに、引き続き、豊かな自然環境の町、子育てしやすい町、健康で安心して暮らせる町を柱に、住んでみたくなる魅力あるまちづくりに向け、町民生活に直結する多くの事業を継続的に展開していかなければなりません。

そして将来を見据えた健全な行財政運営を維持するため、住民の皆さんに納めていただいた税金を初めとした限りある歳入に見合った歳出の削減を図りつつ、必要な行政サービスの水準を確保しながら、真に必要な施策に安定的かつ継続して財源を措置できるよう、予算編成及び執行段階において職員一人一人が強い危機意識と責任感を持って臨むことといたしました。

特に一般会計の財源不足に伴いまして、平成29年度では9,850万円、平成30年度、2億150万円、令和元年度、2億5,930万円と多額な財政調整基金の取り崩しにより、一般財源を補填した予算編成となっているため、基金の取り崩しに依存しない既存事業の徹底的な見直しを図ることとしています。

さらに前例踏襲からの脱却の必要性を共通認識としまして、合理化等による経費の節減を進めた上で自主財源の確保に最大限努めるとともに、継続事業はもとより、町長の重点課題及び実施計画に計上された事業への取り組みを確実に進めることとしております。

編成方針では予算要求に当たり、次に申し上げる基本的事項等をもとに見積りを定めております。施策の立案に当たっては長期振興計画の基本構想、基本計画を踏

まえ、実施計画との整合性を図ること、真に必要な施策に要する経費を確保するため、全ての事業についてゼロベースで再点検をすること、国県補助事業の廃止、縮減による町費への振りかえは行わないこと、限られた財源の有効活用のため必要性、事業効果、緊急性を検討して事業の選択を行うなどでございます。

以上のとおり令和2年度の予算編成方針を定めまして、現在各課で予算要求の見積りを行っている段階でございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今、荻原企画財政課長から基本方針の中で、継続事業はもとより、町長の重点課題及び実施計画に計上された事業への取り組みを確実に進めると答弁がありました。もともと予算は住民の福祉向上のため、予算編成権を有する町長の抱負、施策が的確に反映したものでなければなりません。

また、平成31年度の当初予算は2月の町長選挙の関係で骨格予算、6月議会からは令和元年度の補正予算が計上されてから現在まで、小園町長の施策が今着々と展開をしているところでございます。

私は令和2年度の予算編成は、御代田の未来を託せる力の予算が組める小園町長のスタートだと思っています。はっきり言えば町長の考えで町が変わるのです。そこで町長は予算編成に当たってビジョンとどんな施策を盛り込むのか、抱負についてお伺いします。

○議長（五味高明君） 小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） お答えします。

井田理恵議員への答弁と重なるところもあるかと思いますが、あらかじめ御承知ください。

私の抱負でありますけれども、まず私自身による予算編成方針に際してという文章と職員に対して説明で、骨子の部分は表現したわけでございます。第1点として既存事業の縮小、廃止について、それぞれの担当からしっかり挙げてほしい、第2点としてそれぞれの課で新しい提案同士の優先順位をしっかりとつける、第3点としてコスト意識を持つということでもあります。

さて、この三つに共通することが何かということをお荻原委員への答弁の中で表現

したいと思います。この三つに共通するのは、担当係、担当課がいつもみずからの頭で考え、行動に移して行ってほしいという私からのメッセージであるということです。

就任以降、広報やふるさと納税に関しては、私自身が積極的に関与して仕事をしてもらっている部分がありますが、全ての業務についてそうできるわけではないことは明らかであります。今強く関与している各業務に関しても、近い将来、私の手から放していく必要があると思います。今は立ち上がりの時期ですので、過渡期だと捉え、まずは実績を上げるために関与しているところでありませうけれども、実際のところ、本来の姿ではないと思っています。

本来は、トップが意思を示したらそれに基づいて、担当課がタイムスケジュールから実行の具体的な方向まで、その事業に関する全体像をつくり上げる。それを見て改めてトップが判断を下す。そうすることによってトップの業務停滞がボトルネックになり得る時間が大幅に圧縮され、全体のスピードは上がっていくと思いますし、既に幾つかの例では実感しているところでありませう。

広報に関しては、現状、情報防災係の3人を初めとして役場内に少しずつ意識が浸透してきており、今は毎日のように口を出すということはほとんどなくなっています。ほとんど口を出さなくても回っていく形になってきていると思います。関係各職員に対しては深く感謝を申し上げたいと思います。

ふるさと納税に関しては、まだまだこれからやるべきことが山積していることから、私も積極的に関与し、担当レベルで難しい交渉については、私みずからがかかわったり、全体の仕組みづくり、商品開発に至るまで基盤づくりをしてまいりたいと考えております。ただし一定程度を済んだら、こちらも手を放していくことが理想的だと感じております。

重点施策に関しては、先ほどやはり井田理恵議員の御質問に対する答弁でも申し上げております。先ほどと少し違う角度でお話したいと思いますが、やはり道路改良事業や橋梁修繕事業などの土木系のもの、また用排水路改良工事などの農業系のハード事業については、台風第19号災害を踏まえると防災、減災対策にもプラスになると考えておりますので、交付金等も活用しつつ、積極支出をしてまいりたいと考えております。

また現在、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のないサポート体制確立のため、

子育て世代包括支援センターの設置を計画しておりますので、こちらに関しても重点的配分を考えてまいりたいと思っておりますのでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 私も町長が答弁で言っているように、予算編成及び執行段階においては職員一人一人の意識改革が大事だと思っています。先ほど井田議員の一般質問で町長も答弁していますが、職員は三つのメッセージといいますか、留意事項を重く受けとめて、責任感を持って予算編成に臨んでもらいたいと思います。

また町長も重点施策のハード事業、防災・減災対策、ソフト事業、子育て支援対策、先ほども言いましたように子育て世代包括支援センターの抱負も述べられていますが、次に、具体的な重点施策、ハード事業、ソフト事業と財源確保について伺います。

○議長（五味高明君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは私のほうから重点施策と財源確保について御説明をいたします。先ほどの町長の答弁とも重なる部分があるかと思いますが、よろしく願いいたします。

令和2年度の重点施策としましては、建設水道課で継続実施をします社会資本整備総合交付金事業として行う道路改良事業や橋梁修繕事業、また、産業経済課で行う農村漁村地域整備交付金基盤整備促進事業として児玉雨池地区の用排水路工事、また、今年度から実施しています多面的機能支払交付金事業などのハード事業を継続実施する予定となっております。

教育、子育て支援などのソフト事業につきましても、新規事業の計画や既存事業の充実について各課で検討しているところであります。

具体的には、小中学校の教育として寺子屋塾などの放課後学習塾事業の充実や小中学生の御代田町を学ぶための副読本の刊行事業を、また子育て支援といたしましては、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のないサポート体制を確立することを目的といたしまして、子育て世代包括支援センターの設置を予定しております。センターを設置することにより相談機能の拡大や産後うつ防止など、妊産婦、乳幼児等の健康に関する支援等を実施する予定で、育児にかかわる皆さんの安心感が醸成されるものと考えております。

続きまして、財源についてですが、歳入の財源推計について申し上げますと、個人町民税は給与取得は増加傾向にあり、前年に比べて増額で推計されておりますが、ほかの所得の伸びは見込めないとなっております。

法人町民税は、企業の良い業績から、昨年度、今年度と大きく伸びている一方で、多額の歳出還付が発生している状況もあり、景気動向や企業の動向に大きく左右されております。今年度も収益の下方修正や海外における大型投資の新聞報道もあり、本年度予算額を確保することはできない状況となっております。

固定資産税についても、地価の下落や企業の設備投資がなかなか進まない状況から、今年度と同水準であるの見込んでいるところでございます。

令和2年度の国の地方財政対策では、新経済・財政再生計画を踏まえ、国の取り組みと基調をあわせて歳出の重点化、効率化に取り組むとともに、交付団体を初め、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について適切に確保するとしています。

また、総務省から令和2年度の地方財政収支に関する仮試算が公表されまして、地方譲与税は前年度予算比1,000億円減、地方特例交付金が前年度予算比で2,000億円減となっております。

また、地方交付税の総額は、前年度予算比6,000億円の増となっているものの、本年10月に実施された幼児教育・保育無償化による地方負担分として交付が予定されている子ども・子育て支援臨時交付金などの全額が来年度から普通交付税の基準財政需要額に算入されることから、地方にとっては実質増額にならないのではないかと考えているところです。

このような厳しい状況の中で、歳入予算につきましては、過去の実績及び今後の経済動向を注視して最大値で見積もることとしております。そして不用な普通財産の処分やふるさと納税の促進に力を入れるなど、積極的に自主財源の確保を図っていかねばなりません。

また、元気づくり支援金の積極的な活用など新規国県補助事業の採用と新規事業の導入や既存事業の財源の確保を図るため、スクラップ・アンド・ビルドを徹底することとしまして、事業の見直しによる事業廃止や縮小を積極的に提案するものとしております。

なお、町債の活用につきましては、世代間の負担の公平性という趣旨を踏まえ、

適正性の有無をしっかりと判断しまして、さらに普通交付税措置のある有利な町債の活用を基本としているところでございます。

いずれにしましても、3年連続で財政調整基金を繰り入れての当初予算の編成となっており、令和2年度の当初予算編成に当たっても厳しい状況が続くものと考えております。予算の編成に当たっては町民の皆様から預かった税金を使っているということを念頭に置きまして、最小の経費で最大の効果が得られるよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今、荻原企画財政課長から具体的な重点施策の中で、町長も先ほど抱負で答弁した子育て支援対策として、子育て世代包括支援センターの設置を予定していると答弁がありました。この事業は継続事業なのか、あるいは新規事業なのか、町長の公約なのか、計画の具体案をお伺いします。

そしてもう1点、財源確保の件でふるさと納税の促進に力を入れ、積極的に自主財源の確保を図っていかねばいけないと答弁をしています。町長も議会初日の招集挨拶でも述べていますが、ふるさと納税の平成29年度からの実績報告と今年度の見通し、令和2年度予算の寄附額は幾ら見込んでいるかお伺いします。

○議長（五味高明君） 荻原企画財政課長。

○企画財政課長（荻原春樹君） それでは初めに、子育て世代包括支援センターの設置についてお答えをいたします。

子育て世代包括支援センターの設置につきましては、新規事業となっております。それとまた小園町長の公約ですとか令和2年度の重点課題、こちらに合致したものとなっております。保健福祉課の母子保健部門に子育て世代包括支援センターを設置しまして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を実施することによりまして、子育て世代の安心感を醸成するものでございます。

現在の町で実施をしている子育て支援につきましては、保健福祉課の健康推進係が実施をします母子保健事業と連携をしまして、妊娠期から子育て期にわたる支援について、町民課のこども係、それと教育委員会、保健福祉課の福祉係でそれぞれ協力しまして事業実施をしてきております。

これを子育て支援の強化・充実を目的にしまして、妊娠期からのきめ細かな相談

支援を実施しまして、母子保健事業と子育て支援事業、町と医療機関及び地域関係団体との連絡体制づくりを進めるため、保健福祉課健康推進係に子育て世代包括支援センターを開設しまして、国県の交付金を利用して助産師等の専任職員を1名配置しようとする計画でございます。こちらが子育て世代の包括支援センターの設置の事業内容でございます。

それとふるさと納税でございますが、平成30年度ふるさと納税の決算でございますが4,400万円弱の収入で、その前の29年度が6,400万円ほどの収入でありましたので、2,000万円というような大きな金額が減額になっているところでございます。11月末現在の収入では4,700万円ほどの収入となっております、既に前年度の収入額4,400万円弱というものを上回っているような状況となっております。

それとこのうち10月から台風被害に伴う義援金もふるさと納税サイトで呼びかけをしまして、こちら返礼品がないにもかかわらず、11月末現在で270万円ほどの寄附が集まっているような状況となっております。

以上の状況を鑑みますと、3月末には7,000万円以上の収入になると現状見込んでいるところでございます。

それと来年度の当初予算の状況でありますけれども、現在担当のほうで見積りを行っているところでございますが、現在、最低でも1億円という額は予算に盛り込みたいというところで、あと詳細については今後、12月の状況も見据える中で最終的に決定していきたいというふうに思っております。

以上であります。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） いずれにいたしましても、町側には全ての事業について既存事業ありきの意識を捨てゼロベースで再点検し、行政の簡素合理化に努め、住民の福祉向上に努めるとともに、最小の経費で最大の効果を上げられるよう引き続き努力をしてもらいたいと思います。また、町長には新しい未来の御代田を切り開く夢のある予算を上げていただくことを切望して、1件目の質問を終わりにします。

2件目は、新町民体育館建設についてであります。

まず、検討協議事項について質問します。

私は平成29年第3回議会定例会一般質問で、老朽化したスポーツ施設の現状と

今後の方向性について、そして平成30年度第3回議会定例会一般質問で新町民体育館建設について、過去2回、体育館建設関係で町側に質問をいたしました。

教育委員会はこれまでの新町民体育館建設関係についての私の一般質問に対して、今後検討、協議あるいは調査研究すると言った答弁をしています。検討、協議などの結果が短期間で出るものもあれば、検討が長期間にわたることもあります。特にことが面倒になり複雑化すればするほど、調査、検討の言葉をつけ加えてその場の答弁を終わらせようとする姿勢が見られていることもあります。

そこで、私の過去の2回の一般質問での教育委員会、町側の答弁で検討、協議事項についての結果がどうなっているのか、私の提案したことがいつまでに、いつごろにやれるのか、また計画はあるのか、ないのか、教育委員会に対応についてお聞きします。そして教育委員会には、建設的な明確な答弁を求めます。

まず1点目ですが、教育委員会内部の検討委員会は立ち上げたか。もし立ち上げていなかったら、その理由は。

また、定例の教育委員会、スポーツ推進委員会等で体育館建設についての協議をしたことがあるかお伺いします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

（教育次長 内堀岳夫君 登壇）

○教育次長（内堀岳夫君） お答えいたします。

教育委員会内部の検討委員会ということでございますが、組織としての検討委員会は立ち上げておりません。現状としては、教育長、私、教育次長、それから社会体育係、学校教育係などで話題にして話し合いを持ち、適宜調査研究を進めている状況でございます。また、検討内容によっては教育委員会全体の係長会議の中で話し合った経過もございます。

それから定例教育委員会では、毎月の報告事項の中で体育施設や文化財の保管状況について教育委員と話し合ったことがあります。一つの議題として新体育館建設について協議したことはございません。スポーツ推進委員会でも協議はしてございません。

また、町長と教育委員が協議する総合教育会議、こちらでは平成30年1月に体育施設の現状、文化財の保管状況などについて話し合いをしております。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今、教育次長は内部の検討委員会は立ち上げていない、適宜調査研究を進めている状況、体育館建設については定例の教育委員会等で議題として協議したことはない、総合教育会議では体育施設の現状、文化財の保管状況については前町長と教育委員と話し合いをしていると答弁がありました。

そこで教育委員会内部、定例教育委員会、総合教育会議では具体的にどのようなことを話したのかお伺いします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 話し合った内容でございます。

まず、教育委員会内では社会体育施設の利用団体の件数、それから利用人数の状況、料金収入、利用状況の分析などについて話し合いを行っております。定例教育委員会では、社会体育施設の老朽化の状況、それから利用人数の状況、文化財の保管状況などについて、総合教育会議では、定例教育委員会と重複しますが、社会体育施設の老朽化の状況、利用人数の経年の状況、それから体育施設の新たな活用方法、文化財の保管状況、こういった内容について話し合いを行っております。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 私は一つの事業に対してのプロセスが少し違っているように見えて残念でたまりません。本来は、私の提案よりも体育施設の現状と課題等について既に調査研究がしてあれば、協議の参考資料として提示すれば、町の体育施設の方向性が町民に少しでも見えて、この事業そのものが、そのものの移行が一步前進すると思います。

次に2点目ですが、ヘルスパイオニアセンターの文化財の保管場所移転と収蔵庫についてお伺いします。

昨年10月に文化財の保管場所が旧保健センターに移転することがだめになり、さらに今後保管する文化財が増加することなどを総合的に考えると、新たな収蔵庫を設けることも検討したほうがよいのではないかということになり、現在も引き続き検討をしていると、平成30年の9月議会で教育次長が答弁をしています。

令和元年8月21日の読売新聞の記事に『文化財継承の今 シリーズ3』で「資料増え収蔵場所不足」の見出しで、収蔵のスペースの確保は全国共通の課題だと、そして日本博物館協会の2013年度の調査で、資料が収蔵庫に入り切れないと答

えた館は19.1%、ほぼ満杯と答えた館は27.4%にのぼります。博物館の役割を定めた博物館法でも、増えすぎた資料の対応に関する規定はないと掲載されました。

当町も保管する文化財が増加することで、収蔵スペースの確保が課題だと思えますが、収蔵庫の保管場所についての候補地を検討しているのかお伺いたします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 以前お答えした内容と重複する部分ありますが、お答えいたします。

ヘルスパイオニアセンターの倉庫には、町が昭和55年に建物を取得した後、機械機、荷車などの民具を保管するようになり、その後、圃場整備事業に伴う緊急発掘調査により出土した遺跡の出土品が保管されております。これら文化財の保管場所について、役場庁舎が新庁舎への移転に伴い、町有施設二つが空くことから町側と協議を行いましたが、ほかの団体から利用希望があるという状況であったため、保管場所としての利用はできませんでした。

今後保管しなくてはならない文化財が増加することなど、総合的に考えると、新たな収蔵庫を設けることも一つの案として検討したほうがよいのではないかということになり、収蔵庫及びその場所についても現在も引き続き検討している状況でございます。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今、教育次長の答弁で収蔵庫及び場所については、現在も引き続き検討していると答弁がありましたが、私の場所の提案ですが、一つとして、御代田町交通記念館、D51蒸気機関車保存の北側の町所有土地、現在は栄町区がゲートボール場として借用しております約787m²、二つ目としては、D51蒸気機関車の保存の南側のしなの鉄道の所有の土地、約782m²、三つ目としては、旧役場の敷地内、約5,520m²が保管場所の候補地としていいと思えますが、この場所については、教育委員会は収蔵庫として検討した経緯があるのかお伺いします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 議員から提案のありました3カ所について検討したことがあるのかということですが、蒸気機関車を展示している交通記念館の北側の

町有地、ゲートボール場になっているところです。ここの土地と旧役場庁舎の敷地については、教育委員会でも検討した経過がございます。もう1点の土地については検討したことがないので、こちらのほうも含めて調査してまいりたいというふうを考えております。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） この件については、できるだけ博物館に近い場所に、早く保管場所の候補地が決定できるように努力をしていただきたいと思います。

3点目ですが、ヘルスパイオニアセンターの取り壊しについては「耐震診断、耐震工事に経費をかけるより、取り壊して建てかえる方向で検討する。実施年度は未定で、概算で約2,000万円強で見込んだ」と平成30年度の9月議会でこの件についても教育次長が答弁しています。

その後の実施計画、3年、5年はどうなっているのかお伺いします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） その後の状況ということでございますが、昨年から引き続きこちらでも検討を重ねている状況でして、実施計画の中では一つの検討案として取り壊しの概算費用、これのみを事業年度は特定せずの一つの検討経過として計上している、こういった状況でございます。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今検討を重ねている状況で、実施計画に事業年度を未定で計上したと教育次長は答弁していますが、この件についても進展が見られません。

私はスポーツ施設の老朽化を考えると、早急に進める計画だと思います。第5次長期振興計画、後期5カ年計画、総合戦略の計画に提案して取り組んでいただきたいと思います。計画的なスポーツ施設等の整備、維持管理は、生涯スポーツの振興を推進する上で欠かせないからです。

そこで実施計画、具体的な計画内容と第5次長期振興計画、後期計画には教育委員会として計画に乗せていく考えはあるのかお伺いします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 第5次長期振興計画の後期計画に乗せていく考えがあるかということでございます。

ヘルスパイオニアセンターについては、今後の方向が決定しているわけではござ

いませんので、実施計画では調査研究していくといった内容でございます。その中の検討経過として、仮に取り壊した場合の金額の見込みを参考として、先ほど申し上げたとおり資料に記載してある、こういった状況でございます。

また第5次長期振興計画、後期基本計画、こちらの計画提示をするかにつきましては、体育施設の老朽化という一つの課題であるというふうに認識しておりますので、引き続き検討していく必要があるというふうに教育委員会としては考えております。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 私は町の上位計画の第5次長期振興計画、後期5カ年計画は令和3年度からスタートします。今のうちから検討しないと、いつまでたってもこの事業は進みません。計画に提案して取り組んでいただきたいと思います。

次に4点目ですが、私が提案した（仮称）建設検討委員会を含めた立ち上げはいつごろからスタートするのかをお伺いします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） （仮称）建設検討委員会ということでございます。

町民の生涯スポーツの振興を図るために重要なことは、体育施設の適正な維持管理と計画的な施設整備だというふうに考えております。現在教育委員会では、体育施設の利用人数の動向や施設の老朽化の状況などについて調査研究をしております。

過去5年間の利用人数を比較すると、社会体育施設についてやまゆり体育館、ヘルスパイオニアセンター、屋内ゲートボール場、弓道場、雪窓球場、芝生広場の利用人数が減少しています。

このほかのやまゆり体育館、町営グラウンド、テニスコート、やまゆり公園グラウンドは増加、または横ばいといった状況です。

ヘルスパイオニアセンターの利用人数については、平成26年度、1万2,783人が平成30年度、7,909人で、4,874人減少といった状況であり大きく落ち込んでおります。

学校体育施設の開放については、中学校体育館のみ利用人数が増加していますが、これ以外の南小、北小の体育館、それから中学校を含めた3校のグラウンドについては減少しております。

また、それぞれの体育施設が実際にどの程度利用されているのか、施設ごとの利

用率についても算出作業をしているところでございます。こういった調査研究がまとまった後、理事者へ相談の上、役場内部での体育施設に関する調査研究委員会を設けて検討を進めてまいりたいと考えております。

このような状況でありますので、議員から以前に提案いただいた建設検討委員会につきましては、いつごろ立ち上げなどとは、現在お答えできない状況でございますので御理解をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 今、役場内部で体育施設に関する調査研究委員会を設けて検討を進めると教育次長から答弁がありました。早急に進めていただきたいと思いません。

来年度にやれますか、お聞きします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 教育委員会としては、できるだけ早い段階で進めてまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） できるだけ早い段階で進めたいと前向きな答弁がありましたので期待をいたします。

そこで私が提案した委員会の立ち上げについては、体育施設の現状と課題等も視野に入れた幅広い層で組織した仮称の建設検討委員会であります。私は建設ありきのことではなく、大きな事業を始めるにはプロセスが大事であると言っているのです。あくまでも町のスポーツ振興が基本です。まず、当面、教育次長が答弁で言っている役場内部での調査研究委員会から始めてください。職員には一歩踏み出すことも大事です。

その後は提案ですが、体育施設の現状と課題等についての基本計画ができれば、案として定例の教育委員会、スポーツ推進委員会等で協議、スポーツ懇談会の開催、町スポーツ推進計画の策定、町スポーツ振興審議会の制定とその後の先が見えてくるかもしれません。

また、職員の体育施設の先進地視察研修も必要だと思います。他市町村の先進事例の研究をすることは大きい事業を進める上でプラスになり、私は重要だと思います。

す。

次に5点目ですが、教育施設整備基金については検討したか、また体育施設整備を進めていくために、新たな基金をつくることも必要ではないかと思いますが、お伺いします。

○議長（五味高明君） 内堀教育次長。

○教育次長（内堀岳夫君） 教育施設整備基金について検討したかということでお答えいたします。

この基金につきましては、平成30年度に基金利息分の25万円を積み立てましたが、南小学校校庭のフェンス、それから擁壁工事によりまして3,660万円繰り入れをしましたので、年度末の残高が1億9,929万円となっております。実施計画のヒアリングの中では、教育施設整備基金へ計画的な積み立てを教育委員会としてお願いしたところでございます。

それから新たな基金ということですが、平成24年に教育施設を整備する事業の財源に充てることを目的として教育施設整備基金、こちらを設置してございます。この基金は教育委員会が管理する学校施設、社会体育施設、社会教育施設など全ての施設の施設整備や修繕工事について対象としておりますので、現段階では特定の施設の財源を目的とするような、新たな基金の設置は必要ないものこちらでは考えております。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 荻原議員。

○2番（荻原謙一君） 大型の施設整備の財源確保には数年の時間を要するのは当然です。

基金については厳しい財政状況のもと、多くの投資的事業を着実に進めながら、いかに基金を積むことができるかが課題ではありますが、町側には要望ですが、長期的な視野に立っての基金の積み立てを行ってほしいと思います。

次に今後の方向性について質問します。

総合体育館建設の方向性については、前茂木町長は新体育館の建設に向けては教育委員会内部での調査研究を十分にしておいて、10年ぐらいの目安で次の重要な事業として位置づけて取り組むたいと、平成30年度の9月議会でも少し確信が持てる答弁をしています。

そこで教育長は、この体育館建設の計画についての現状を町長と協議をしたのか、

また、町長は教育関係の予算の編成、執行については権限があり、この件についてどう考えているのかお聞きします。まず教育長にお聞きします。その後、町長答えてください。

○議長（五味高明君） 茂木教育長。

（教育長 茂木伸一君 登壇）

○教育長（茂木伸一君） お答えいたします。

初めに、町長と協議がなされたかということについてでございますけれども、本件につきまして議員御案内のように一昨年、昨年の議会におきまして議員から御指摘いただいておりますし、また、スポーツ関係者の方々から町長のほうに要望があるというお話も聞いております。体育施設ということから、直接かかわるのは教育委員会でございますので、町長と私の間で話題にしたことは何回かございます。

また、実際に町長当選された後、町長と教育委員会、私も含めて町の体育施設、見学に行かせていただいております。当然多額な費用を伴いますので、理事者会や町長主催の総合教育会議でも話題にされております。次長から答弁があったとおりでございます。

ただし、経過途中でございますので、正式な協議題あるいは議題として議していくということではなく、あくまでも話題、話し合いにしているということでございます。

以上でございます。

○議長（五味高明君） 小園町長。

○町長（小園拓志君） 私のほうからもお答えいたします。

総合体育館の新設に関しましては、そういった施設が御代田町内に建設されることは望ましいところであるとそのようには思います。ただ、建設費に加えて長年にわたっての維持管理にも多額の費用がかかることから、慎重に検討していくべき事案であろうと考えております。まずは既存の施設を有効活用していくことが大事ではないかと思っております。

もう少し具体的に言いますと、現在の中学校の体育館は、計画段階や建設過程において体育関係者にも議論の場に入っただき、社会体育施設としても積極利用できるように、あのような立派な体育館になったと伺っているところでありまして、今の利用状況ではもったいないという思いを抱いている方も一定程度いらっしゃる

と認識しております。客観的に見ても中学校のためだけに建設したと考えると、かなりオーバースペックなものになっているのかなと思います。

体育館に関しては、生徒さんのニーズも学校側のニーズももちろんあるわけであります。また学校教育と社会教育の区別といったものもありますけれども、計画や建設の課程を勘案する限り、現状よりも一般の方が使いやすい体育館となるように知恵を絞る必要があると考えております。

具体的には、B & G海洋センターややまゆり体育館では狭小になってしまうような大会等に関しても使えるのではないかとといった点です。場合によっては、部活動のほうを臨時にほかの施設に移ってもらうということもあるかもしれませんが、日ごろかなり立派な体育館を使えているということからも、何とか供用してもらえたらと考えているところでございます。

いずれにしましても、これまでの経緯にしっかり目を向けながら検討を進めていくことが重要だと思っておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（五味高明君） 荻原議員に申し上げます。制限時間が近づいておりますのでまとめてください。荻原委員。

○2番（荻原謙一君） 私も町長と教育長が言っている既存のスポーツ施設や中学校の体育館の有効活用も、一つの重要な検討案だと思います。中学校の体育館も既存のスポーツ施設も、町民皆さんの血税でつくりました。町民は平等に利用する権利があります。

そして私は、先ほど来から何回も言っているように、建設ありきのことではなく、大きな事業を始めるにはプロセスが大切であると言っているのです。町側にはスポーツの振興に全力で取り組み、早い時期でのアクションを起こしてもらうことを期待して、将来を見据えた町民のスポーツ活動の推進に向けて今後も努力していただくことをお願いして、質問を終わりにさせていただきます。

○議長（五味高明君） 以上で、通告5番、荻原謙一議員の通告の全てを終了します。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

あすは引き続き一般通告質問を行います。

本日は、これにて散会します。

お疲れさまでした。

散 会 午後 4 時 3 6 分